



よろしくお願ひします。

○鴨下國務大臣 ガソリン等の燃料課税につきましては、地球温暖化対策上一定の役割を担つてゐるというふうに考えております。そういう意味では、広義の意味では環境関連税制であるというふうに解釈をしております。

世界全体で見ますと、全体的なトレンドとしましては、地球温暖化問題への対応として、ガソリン消費の抑制効果を勘案してガソリン税等を引き上げていく、こういうような傾向は特にEU諸国においては明確であります。そういうような状況を踏まえますと、暫定税率の税率水準を下げるということは、これは地球温暖化対策というような観点に立ちますと逆の方向だというふうに考えざるを得ません。

また、今先生御指摘の、環境省がこれまで要望してきた環境税ということで申し上げますと、自動車燃料のみならず、石油や重油などを含め広く化石燃料全体に課税をし、あらゆる主体に対してもCO<sub>2</sub>排出抑制のインセンティブを与えるようなものにしたいというふうに考えております。

ただ、その収益につきましては、これは一般財源として使途については特別な制限を与えずに、我々としては、地球温暖化対策に重点的に充てていただきたいということは思いとしてはございますけれども、使途は一般財源化する、こういうようなことをかねてから申し上げているところであります。

ですから、環境税につきましては、地球温暖化対策全体の中で具体的に位置づけ、その効果、あるいは国民経済や産業の国際競争力に与える影響、諸外国における取り組みの現状などを踏まえまして、これからも総合的に検討を進めていきます。

私たち、かねてから申し上げている、いわゆる炭素に課税するような広範な環境税というようなお願いについては旗をおろしているわけではございませんので、ぜひそういうような広範な議論が行われることを私としても望んでおります。

○大前委員 私は当初、環境税というのは、国土交通省の道路特定財源のよう環境省の特定財源になるのではないかと思つておつたのでございますけれども、今大臣の方から、そういう考えはな

い、あくまで環境税は環境省が独占的に使う予算ではなくし一般財源として考へておるということです。それはそれでよしといたしますけれども、國民の意識づけるいは啓発的な意味も大変重要でございますので、やはり環境税といふ名目で税が施行されるということが私は大変重要なことだと思います。

大変重要なことは私も思ひませんので、ぜひとも今御答弁いただいたような考え方で進んでいただきたいと思います。

それでは、次に移りたいと思います。

同じくアップ・ツー・デートなテーマであり、現下の喫緊の課題でございます地球温暖化対策、これは次回の委員会で温対法が審議されることになりますのでござりますけれども、それに先立つよう

なるのでござりますけれども、それに先立つようなら格好でちよつと入り口の質問をしてみたいなと

思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。特に、本年から約束期間に入りました京都議定書の問題について、一、二質問をさせていただきたく思います。

最初に少しショッキングな話から入りたいと想ひます。そこで、京都議定書を全く問題にしていないという言葉をストレートに述べられたのを聞きまして、私は少なからずショックを受けたわけでござります。

今私たちが莫大な労力と資金を費やして目標達成に取り組んでいる京都議定書でござりますけれども、将棋でいえば飛車角に相当する米国、中国

なども、日本も、こういつた福田総理の姿勢もしっかりと受けとめまして努力をしていきました。

でピーカウトさせるんだ、二〇五〇年世界半減

も達成するんだということもおっしゃつてゐるわけござります。私ども、こういつた福田総理の姿勢もしっかりと受けとめまして努力をしていきました。

○大前委員 今お答えになりましたとおり、現在

のところ、地球温暖化に対処するための権威ある国際的な枠組みというのは京都議定書しかないわけございまして、米国の態度いかんにかかわらず、我が国としては京都議定書の目標達成に向

て全力を尽くすべきだと私も考えておりますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

もう一つ、入り口の問題でショッキングな話題を取り上げさせていただきたいと思います。

これは、ことしの二月だったと思いますけれども、超党派で行われた勉強会、たしか民主党の先生が中心になつて開催された講演会だったと思いますけれども、中部大学総合工学研究所教授の武

変注目すべき発言をされました。一つは、これはよく知られていることなんですが、ことしの秋行われる大統領選挙で共和党のマケイン氏がなろうと民主党のオバマ氏あるいはクリントン氏ががんばって、全員、温暖化ガスの排出規制について強力な推進者であるので、米国の排出規制対策などは連邦政府レベルで大きく前進するだろうということでございます。

これは大変喜ばしい話でございますけれども、いろいろ今後検討するということでござりますけれども、環境省がいたしましては、温暖化対策について数値目標を初めて定めて対策を進めることで、そういう意味で極めて重要な地球温暖化対策の第一歩であるというふうに受けとめております。そして、国際約束でございます。何とかしてこの六%削減を達成したいということで努力をしたいと思っておりますし、また、多くの方々の御協力を得たいと考えておるところでございます。

○大前委員

私は当初、環境税というのは、国土

交通省の道路特定財源のよう環境省の特定財源

になるのではないかと思つておつたのでございま

すけれども、環境省がいたしましては、温暖化対策

においては明確であります。そういうような状況

を踏まえますと、暫定税率の税率水準を下げる

ということは、これは地球温暖化対策というよ

うな観点に立ちますと逆の方向だというふうに考

えざるを得ません。

また、今先生御指摘の、環境省がこれまで要望

してきた環境税ということで申し上げますと、自

動車燃料のみならず、石油や重油などを含め広く

化石燃料全体に課税をし、あらゆる主体に対して

C0<sub>2</sub>排出抑制のインセンティブを与えるような

ものにしたいというふうに考えております。

ただ、その収益につきましては、これは一般財

源として使途については特別な制限を与えずに、

我々としては、地球温暖化対策に重点的に充てて

いただきたいということは思いとしてはございま

すけれども、使途は一般財源化する、こういうよ

うなことをかねてから申し上げているところであ

ります。

でござりますけれども、それに先立つよう

な格好でちよつと入り口の質問をしてみたいなと

思ひますので、よろしくお願ひしたいと思いま

す。これは次回の委員会で温対法が審議されることに

なるのでござりますけれども、それに先立つよう

な格好でちよつと入り口の質問をしてみたいなと

思ひますので、よろしくお願ひしたいと思いま

す。これは次回の委員会で温対法が審議されることに

なるのでござ

田邦彦先生が講師としてお話をされました会に出席させていただいたときのことです。武田先生と申しますと、現在ベストセラーになつております「環境問題はなぜウソがまかり通るのか」というセンセーショナルなタイトルの著作で大変有名な方でございますけれども、その日も、「環境、三つのポイント」というテーマで、一、ダイオキシンを要注意リストから外すときが来た、二、日本人の誠実を汚したりサイクル、三、温暖化、災いを転じて福となせという、この三項目についてお話をされたわけでございます。そして、結論部分の三番目で、日本は一刻も早く無意味な京都議定書を脱退すべきだと述べられたわけでございます。

私はかねてから、この武田教授のような異端を売り物にする一部の学者の言動が、まじめに温暖化対策に取り組もうとしている私たちの動きに水を差しているので、絶対許せないと考えておりましたので、今回、ちょうどいい機会だ、出席して一言文句を言おう、あんたのような曲学阿世のやからがいるから温暖化対策が前へ進まないのだと言つてやろうと思つて、構えて一番前に座つておつたのでござりますけれども、話を聞いておられますと妙に説得力がございまして、我ながら情けない限りでござりますが、結局、一言も発言せずに、すぐさま会場を後にした次第でござります。

ここで武田教授の言説を改めて紹介するには時間的な制約もござりますし、また多くの方は既に御存じだと思いますのでいたしませんけれども、環境省は、武田教授のような環境行政悪玉論あるいは温暖化対策軽視論、こういった議論についてどのように考えておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

○南川政府参考人 武田先生御自身についてのコメントは避けさせていただきますけれども、私どもしましては、科学者と称される方の議論の中で、温暖化について対策は必要ないんだということを聞く場合もございます。そのたびに、そのも

の自身は職員が分担して見るようにしております。ただ、いろいろ点検しますと、反温暖化を訴える文章の中には、批判のための批判というものが非常に多いということがござります。それから、内的には、科学的な観点から間違っているものも少くないということで、多くの方に正確なメッセージが伝わっていない、混乱させているところも多いと思います。

したがいまして、私どもとしましては、例えば、IPCCのような形で世界の第一線の科学者の参加を得てまとまつたレポートがござります。こういったレポートを中心に、できるだけ広範に、正しいと世界でとらえられている知見が広まるような、そういう努力を逐次いたしておるところでござります。今後とも、そういった姿勢を持ち続けたいと考えております。

○大前委員 私もそのとき出席して思つたんですけど、武田教授がおしゃつておられる主張というのは、部分的には非常に貴重な意見もあるんですけど、武田教授のようないろいろな異論がござりますけれども、ああいうのも、日本では森林が豊富で無限資源としての紙パルプ資源というの言い方はいっぱいあるのに、外国からどんどん輸入しちゃうと、日本で物すごく厳しい法律をつくつて規制をかけているけれども、肝心なのは、外国から持つてこづに日本のものを使うことが大事なんだ、骨を折つて手に包帯を巻いてみたいたいなものだというような、そういう議論を展開され言つてみれば、今の日本の政策というのは、足の悪いところがござります。ところが、京都議定書を見ましても、吸収源対策として挙げられているのは森林整備以外何にもないわけでございます。

そこで、この点に着目して、もう一つの巨大な吸収源と言われております海に目を向けて、海洋植物培養によるCO<sub>2</sub>吸収を研究している方が私たちは、京都議定書を守つたりする必要があるわけですが、京都議定書を守つたりする必要はないわけですから。ですから、そつちに流れや

七割を占める海水に現在でも人間が排出するCO<sub>2</sub>の五〇%が吸収されている、三、このCO<sub>2</sub>吸収の宝庫ともいうべき海に人工的な海草養殖場を設けて吸収源とするとして、具体的な海上プランターによるCO<sub>2</sub>吸収を提言されているわけでございます。

そこでお聞きたいんですが、まず、こういつた独自の案に基づく吸収源対策を実行したと仮定した場合、京都議定書ではどのようにカウントさ

れるのか、それをお尋ねします。

○南川政府参考人 現状の京都議定書では、新規

の植林あるいは再植林といった森林經營、植生回復の活動を吸収源として認めております。

したがいまして、科学的な議論は引き続き行わ

れるいたしますても、現状では、海洋において吸収源対策を実施したとしましても、その吸収量は目標達成にカウントすることはできないとい

ます。

○大前委員 そういう答えになるとは思いましたけれども、京都議定書ではやむを得ないといたし

ます。でも、どんどん砂漠化していく森林だけに吸収源を頼るというのではなくて限界がある

と思うんですよ。

そこで、我が國も、京都議定書以後のことを考

えて、こういった海を利用したCO<sub>2</sub>吸収につい

ても、もつと積極的に研究あるいは開発を進めるべき

と思うのでござりますけれども、この点について

どのようにお考えか、お尋ねしたいと思います。

○南川政府参考人 海洋におきます人為的な吸収

源開発については、残念ながら、IPCCなどに

おきまして、これまで特に議論として取り上げ

ておりません。

ただ、私ども環境省といたしましては、次期枠

組みの議論もこれから本格化いたしますので、海

を利用したCO<sub>2</sub>の吸収について、今後とも世界

の研究というものをぜひフォロー・アップしたいと

思いますし、また、温暖化対策としての海洋の活

用についての科学的な評価ということも、ぜひ

ちゃんと情報収集したいと考えておるところでござ

います。

**○大前委員** ありがとうございました。せひとも海水を利用した吸収源対策について検討、研究を進めたいと思います。

次に、ヒートアイランド対策についてお聞きしたいと思います。ヒートアイランド現象というのは、温暖化の悪循環現象として、CO<sub>2</sub>の排出量をふやすのみならず、都市の居住環境の劣化としても大変困った問題でございます。この対策には、これまで、屋上緑化や壁面緑化、あるいは建物の断熱材の開発など、いろいろ対策が講じられておりますけれども、最近注目されているのが、ミスト、つまり霧を利用した空気の冷却でございます。

昨年大阪で行われた世界陸上選手権大会のマラソン競技で、ポイント、ポイントで、ミスト、霧の回廊をつくり選手に清涼感を提供している場面がテレビで報道され、注目を集めましたけれども、このミストによる空気の冷却というのは日本ならではのものと言われているのでございます。と申しますのは、日本は山河に恵まれ、水だけはほぼ無尽蔵と言われておりますし、特に大阪市などは節水思想の普及と節水型水洗トイレ、今の私の赤坂宿舎のトイレなんかでも、昔の六分の一ぐらいの水でぱっと流すんですね、そういう機器が進歩した。その一方で、ダムのつくり過ぎで水余りが続いて、もう水が余つて余つて仕方がない、そういうことで頭を痛めておるわけでございます。

一方で、我が国は、ミスト、つまり霧を噴射する器具では世界一の技術水準にあると言われております。ほとんど目に見えないほど細かいミストを大量に噴出できる技術を持つてるのは日本だけございまして、この二つの要素が相まって、大阪の世界陸上選手権でのミストの回廊となつたわけでございます。

そこでお尋ねでございますけれども、この水余りを利用したミストによる空気冷却を屋上緑化や

壁面緑化とともに今後のヒートアイランド対策の

時間がないので次の質問も一緒にやつてしまいますけれども、このミストによる空気冷却の原理は、昔から我が国で行われている打ち水と同じ

と思います。

時間がないので次の質問も一緒にやつてしまいますけれども、このミストによる空気冷却の原理は、昔から我が国で行われている打ち水と同じで、細かい霧状になつた水が蒸発するときに気化熱を奪うことによって温度を下げるということでございます。

そこで、具体的な提案ですが、ことしの夏行わられる洞爺湖サミット及びそれに先立つて神戸で開かれる環境大臣サミットで、この日本の誇るミストによる空気冷却のデモンストレーションをぜひ実施していただきたいと考えるので、この点についても外務省並びに環境省はどうにお考

**○竹本政府参考人** ただいま御指摘のございましたが、たヒートアイランド対策でございますが、私どもについても外務省並びに環境省はどのようにお考えか、お尋ねねしたいと思います。

**○大前委員** 神戸の五月の終わりごろというの

は、霧の噴霧によります空気冷却につきましては、夏に行いますさまざまな行事の検討課題とさ

せていただきたいと思います。

**○南川政府参考人** 恐縮でございますが、神戸の環境大臣会合は五月末でございますので、実は暑さ対策を余り考えておりません。したがいまして、霧の噴霧によります空気冷却につきましては、夏に行いますさまざまな行事の検討課題とさ

せていただきたいと思います。

てヒートアイランド対策大綱を策定いたしまして、この大綱に盛り込まれました各種施策を積極的、総合的に展開しておるところでございます。

おりまして、平成十六年の三月、政府におきまし

てヒートアイランド対策大綱を策定いたしまし

て、この大綱に盛り込まれました各種施策を積極

的、総合的に展開しておるところでございます。

先生御指摘のございました霧により空気を冷却する装置につきましては、屋外の空気を冷却する

効果がありますと認識をしておりまして、今後とも十分であると認識をしておりまして、ヒートアイランド対策技術の

分調査研究を幅広く進めてまいりたいと思つてお

るところでございます。

一つであると認識をしておりまして、今後とも十分であると認識をしておりまして、ヒートアイラン

ド対策技術の

分調査研究を幅広く進めてまいりたいと思つてお

るところでございます。

一つであると認識をしておりまして、ヒートアイラン

ド対策技術の

分調査研究を幅広く進めてまいりたいと思つてお

るところでございます。

一つであると認識をしておりまして、

球である、こういう認識を私は持つておりますけれども、鴨下環境大臣は生物というのはどういうものを生物と認識していらっしゃいますか。生物

○鴨下國務大臣 生物というのは、無機物以外のもので、これは議論があると思いますけれども、微細なものでいうと特にシンプルなビールスまで含めて生物だというふうに私は思っております。加えて、今地球全体を生物として考えるべきだというガイアというような思想もあるわけであります。そして、地球上にある自己再生産できるものすべてが生物だ、こういうような認識で私は考えております。

〔岩國塾〕 私は、よく小学校 中学校の子供たちと 一緒に話をするときに、この地球の上で一番大きな生物、一番長生きする生物は何だろうかと。子供たちは手を挙げて答えます、象です、鯨です。子供たちの頭にはすぐそういうものが浮かぶんですね。私は、それは違うよ。地球の上で一番大きな生物は象ではなくて森だよ。森が一番大きくて、生物の中で一番長生きだよ、象よりもカメよりもツルよりも。私はよくそういう話ををしてやりました。

この国会の中で生物多様性と言ふときに、とかく動物が中心になつて議論されているよう気がしてならないんです。環境問題、地球温暖化を論ずるときに、動けない生物、動くことができない生物、そういう、地球の環境変化をじつと耐えて、どこへ移動することもできない。我々はとにかくホツキヨクグマがどうなつた、エゾシカがどうなつたと動くものが一番最初に頭に来て、それには限定したような対策を考えがちですけれども、ぜひ環境大臣は、この地球環境元年とも言えることから、生物と言ふときには植物も含んでいるということを、学校の生物の教科書もそうでない、黙っている、動けない、そういう生物がた

くさんあるんだということをぜひ徹底していただきたいということを最初にお願いして、質問に入ります。

サマータイムが世界のいろいろな国で実行されております。なぜ日本では実行されないのであるのか。こうした環境サミットと言われるようなサミットが北海道で行われると、日本でも今までの議論を脱却してことしからサマータイム元年とすべきだったのではないかという思いを私は非常に強く持っております。

○南川政府参考人 お答えいたします。  
このサミット会議に集まる国の中でサマータイムを実行している国はどこなのか、実行していない国はどこなのか、お答えください。

サマー・タイム自身は、第一次世界大戦のころから  
ライギリス、フランス、スウェーデンなどで始ま  
りました。その後、同じく戦争中にアメリカ、カナダ  
でも入りました。現状で申しますと、サミット  
ト国では、アメリカ、カナダ、ロシア、フラン  
ス、ドイツ、イギリスが入っています。そういう  
う意味で、G8国で入っていないのは日本だけ  
と承知をしております。

日本だけがエネルギーをあり余るほど持っている、資源をあり余るほど持っている、だからサステナブルな時代をやらないでもいい、それぐらいの余裕があるならわかります。しかし、G8の国を並べた中でも一番エネルギーを必要とし、それに引きかえてエネルギーと言われるのがほとんどない、エネルギー資源小国でエネルギー消費大国の日本ほどこのサマータイムというものにもっと積極的に取り組むべきじゃないかと私は思います。

大臣の所感をお願いいたします。

○鶴下國務大臣 かつて、我が国においても昭和二十三年から二十六年まで四年間サマータイムが導入された、私もちょうど生まれたころでありますから余りよく覚えていませんが、そういう中で国民の半分ぐらいが受け入れがたいというような

こともあつて、結果的には電力事情が改善したと  
いうようなことで廃止されたというふうに理解を  
しております。

そういう中で、昨年の八月に行われた世論調査によりますと、賛成が五七%、他方、残業がふえるおそれがある、生活時間の変更によりさまざま的な問題が起こるというようなことで約三割の方が反対しているということでありますけれども、今先生がおっしゃつたように、私も、どちらかといふとサマータイムを導入することには賛成であり

確かに、デメリットは、例えば働く時間、残業がふえるとか、朝早く起きなきやいけないとか、こういうようなことも少し言われているようですが、ます。

りますけれども、それを制度的に乗り越えていく工夫があれば十分に実現可能なのではないかといふうなことで省内でも何度か議論させていただきました。私は、先生の方向性は全くそのとおりだと賛同をするところでございます。

は随分変わってくるのではないかと私は思いました。  
かつて一時的に実行されたころには子供でわからなかつた。その子供が今や大人になつて環境大臣をおやりになつてゐる、これぐらい目まぐるしい変化があるわけですから、環境に関する認識もこの何十年間の間に随分変わっているんじやありませんか。

例えば、竹下登総理大臣は、リオデジャネイロの環境国際会議で、今や環境を語らうとして政治家と言ふことはできない、環境を語らぬ政治家は勇気のない政治家だと、それぐらい思い切つたことをおつしやつた。もう環境に関する意識は変わつてきてている。

私は、エネルギー資源小国で消費大国の日本こ

そ、G8へ出席しながらいつまでもサマータイムもやらないでエネルギーの大切さを説き、温暖化対策の大切さを説き、お笑いではありませんか。

日本も実施国の中に入るべきだとぜひ福田総理大臣を説得して、そういうことを実行する方向に努力いただきたい、そのように思います。

次に、資源に関連いたしまして、自販機、自動販売機ですね、この自動販売機はエネルギーを消費します。これも、日本は、石油がたくさんある、石炭がたくさんある、エネルギーが余っている、だから自動販売機をどんどんいろいろなところにつけてエネルギーを垂れ流してもやつていけるような国、全くそうではないんですから、この自動販売機についてもある程度ユーザーとしての

国民を啓蒙することも必要だと私は思います。自動販売機を撤去いたしました。出雲市はお酒の気がないわけじやありません、中国電力の電気はしっかりと流れてきておりました。しかし、ちょっととした不便を忍ぶことによつて自動販売機の数を減らすことができるならば、そういう努力を政府が主導してやるべきじやありませんか。半分の酒屋さんは自動販売機をつけていました。半分の酒屋さんはそれを拒否していました。私は三百軒全部集めてエネルギーの大切さを説明しました。そして、便利だからつける、またつける、またつける、山の中にもつける、お店の前にお酒の自動販売機があれば、若い人が来て缶ビール二つをカラんと音をさせるだけで店の中に入りもしないで去つていく。ありがたいお客様が店先まで来るのであれば、自動販売機がなかつたら中へ入つてくるでしょう。福は内。そういうありがたいお客様には中へ入つていただいて、ビルだけではありませんよ、おいしい日本酒も入っています、おつまみはどうですか、お子さんにはジュースはどうですか。売り上げがふえるんですね、おかみさんの笑顔で。それこそ商人の喜びにつながっていくんだ。売り上げをふやすためには自動販売機をなくすこと、売り上げを減らしたい

人は自動販売機をつけること。三百人の酒屋さんが自動的に撤去することになつたんです。私はそういうことを全国で広めていただきたいと思います。

今

から二十年近く前に、WHOから日本政府に

対してお酒の自動販売機はやめないと警告が来ておりましたでしょ。ライセンスも持たない機械

がなぜお酒を売る権利を持つてゐるのか。世界の中で自動販売機にお酒を販売させている国がありますか、お答えください。

○南川政府参考人 これについては、私ども調べましたが、特段、情報はございません。日本以外にどこが売つてあるということについては承知をしておりません。

○岩國委員 韓国は日本をよく見ています、お客様も来ます、交流もあります。日本がやることすぐまねをすると言うと大失礼ですけれども、その韓国でさえも、さえもという言い方はどうかと思いますけれども、これだけはまねをしないでほつたらかしですか。お答えください。

○南川政府参考人 恐縮でございますが、これにつきましては、エネルギーというよりは純粹の健康問題でございまして、環境省としては特段の見を持ち合わせておりません。

○岩國委員 私は、環境省の仕事というのは、狭く狭く考えるんじやなくて、環境に影響がある問題であれば広く広く解釈して、いろいろな省庁と連携しながらどんどんこういうことについては発言していくべきじやありませんか。それは経済産業省の仕事でしよう、どこかの仕事でしようと、丸投げ、下投げ、ほうり投げばかりやつておつたのでは、環境庁を環境省にすることに賛成いたしました。しかし、依然として、どこかの省がやつてゐるで省ぐらいの話では省がないんです。

ヨーロッパはどうなのか、比較して日本はどうなつか、お答えいただけませんか。

○南川政府参考人 これにつきましては、実は止確なデータは日本しかございません。日本の場合は、全体で約四百三十万台でございまして、年間の電力消費が六十億キロワットアワーでござりますし、また、CO<sub>2</sub>も約三百万トン出ております。その他の国につきましては、ほとんど例がございませんので、よく承知できなかつたというのが現状でございます。

○岩國委員 いただいた資料の中にはアメリカやヨーロッパの数が書いてあるじゃないですか。日本の台数も違っていますよ。もう少ししつかりと調べて、人口当たりで見れば、日本の自販機の数よりもアメリカの自販機の数が少ない。というこ

とは、人口が倍であるアメリカは、人口当たり日本は日本半分である。ヨーロッパはもつと少ない。異常に突出して自販機を使つて、使い過ぎの国は日本なんです。

○南川政府参考人 なぜ日本人は自販機がなければ暮らしていけないのか。原始の時代、太古の時代から、自販機のないときから日本人は健全に生きておつたじやありませんか。なぜ、いつごろから自販機なしでは生きていけない日本になつてしまつたのか。そういふ反省を込めて、もつとまじめにしっかりとこの大きな原因になつてている自販機について他の省庁と連携してしっかりと対策を打ち出す、そういうことをやるべきではないかと思います。

○岩國委員 ザビ調査検討してそういう方向に持つていくんだと。いつまでも世界の中で自販機を一番たくさん使つてるのは日本人だと言われるようなことは、これは決して美しい国の日本ではないと思うんです。むしろ自販機の少ない国の方が美しい国ではないかと私は素朴な考えを持っておりますので、ぜひ実行に早くこぎつけていただきたいと思います。

○岩國委員 その黄砂、酸性雨はどこから来ますか。台湾からですか。韓国からですか。中国からですか。どこから来ているかという、そこまで大体推測はつけて調査しているらつしやるかどうか。

○南川政府参考人 まず、酸性雨の「そらまめ君」でございますけれども、これにつきましては、中國はもとよりございますが、ベトナムとか、そ

ういした東アジアの国々、韓国も含めてございますけれども、すべてカバーする形で観測網をつくっております。また、多くを日本の援助によりまして設備を整備しまして、そのデータを日本に送つてもらうということで対応しております。

黄砂につきましては、中国が専ら一番大きな発生源だと思いますけれども、それ以外にモンゴルもござります。ただし、これにつきましては、日本韓モンゴルの四カ国で共同のモニタリングネットワークをつくりたいと思っております。

壳機がなくなつたのはなぜだろうか、子供たちに、そして市民にも考えさせることも大切な環境教育だと思いますが、大臣、いかがですか。自販機を減らす努力をされますか。

○南川政府参考人 お答えいたします。

酸性雨につきましては、昭和五十八年度から具の商行為に介入することについてはなかなか難しかったものございましたけれども、今先生おつしやるように、全体的な地球温暖化の問題、あるいは、これは環境省の所管ではございませんけれども、酒の自販機での販売による例えは健康の問題、青少年の教育の問題、こういうような問題を兼ね合わせて自販機がどうあるべきかということについて、私は、一つの切り口として環境問題から問題提起をするというようなことは非常に意義があると思います。

今承つたことを省内でもう一度詳細に検討をして、関係省庁ともどういうような形で何かできるものがあるか、こういうようなことについて少し勉強させていただきたいと思いますし、自販機がどのくらいあるのが便利なのか、あるいは環境負荷という意味においてデメリットがあるのか、こういうようなこととの功罪をしっかりと冷静に検討させていただきたいというふうに思います。

○岩國委員 ザビ調査検討してそういう方向に持つていくんだと。いつまでも世界の中で自販機を一番たくさん使つてるのは日本人だと言われるようなことは、これは決して美しい国の日本ではないと思うんです。むしろ自販機の少ない国の方が美しい国ではないかと私は素朴な考えを持つておりますので、ぜひ実行に早くこぎつけていただきたいと思います。

○岩國委員 その黄砂、酸性雨はどこから来ますか。台湾からですか。韓国からですか。中国からですか。どこから来ているかという、そこまで大体推測はつけて調査しているらつしやるかどうか。

○南川政府参考人 まず、酸性雨の「そらまめ君」でございますけれども、これにつきましては、中國はもとよりございますが、ベトナムとか、そ

ういした東アジアの国々、韓国も含めてございますけれども、すべてカバーする形で観測網をつくっております。また、多くを日本の援助によりまして設備を整備しまして、そのデータを日本に送つてもらうということで対応しております。

黄砂につきましては、中国が専ら一番大きな発生源だと思いますけれども、それ以外にモンゴルもござります。ただし、これにつきましては、日本韓モンゴルの四カ国で共同のモニタリングネットワークをつくりたいと思っております。

調査体制はいいでありますか。黄砂がどれだけふえたか、減つたか、それが的確にわかるように国民に公表できるような体制はできていますか。酸性雨についてもお答えください。

ら情報が途切れでありますので、ぜひ、その発生源の一つと思われます中国からの情報が早く手に入りますように、公表できますように、今働きかけを行つてあるところでございます。

○岩國委員 中国の温家宝首相は、ことしに入つて自分のことを環境首相と呼んでほしいという發言まで踏み込んでしていらっしゃるんです。

世界のいろいろな先進国あるいは発達途上の中で、中国は大きな国であり、成長率は高い、経済開発に熱心だ、したがつてこういう公害問題が起るに違いない、その中国は環境問題への取り組みが非常にくれているんぢやないか、こういう印象を持つておりましたけれども、温家宝首相自身が自分を環境首相と呼んでほしいと、そこまで意識を持つておられる。私は、こういう時期に、ぜひ今の黄砂、酸性雨について両政府が緊密な連絡、調査体制をとつていただき、そして、胡錦濤主席もおいでになる、七月には世界の会議が行われる、こういうときにこのアジアにおける環境をどうするかということについての調査協力体制ということをしっかりと打ち出していくべきだ、そのように要望して、この質問を終わります。

次に、日本の自治体について申し上げたいと思います。

日本、日本といいますけれども、日本には四十七都道府県があつて、 $\text{CO}_2$ を出す県と $\text{CO}_2$ を黙つて吸収している県、いい県と悪い県と言うと言い過ぎですけれども、お配りした資料①をごらんください。これは $\text{CO}_2$ を各都道府県がどれだけ出しているかということです。県名の右半分の方は、各県の森林面積と $\text{CO}_2$ の吸収量。そして、県名のすぐ右のところがその寄与率です。北海道が一番森林面積が多いから、一六・九%と書いてあります。

この中で小さな県の割にわかりやすい、私にとってですけれども、島根県の場合には三・五%。岡山県は一・四%。中国地方といいまして、岡山県は、これだけばらつきがあります。岡山県は、出

す方はしっかりと出して、吸う方は一・四。島根県は、出す方は余り出さないで、吸収する方だけはしっかりとこれだけの貢献をさせられる。こういうところに対して、やはり環境平準化交付金と

言まで踏み込んでしていらっしゃるんです。

いうものを私は考えるべきではないかと思うんで

す。

経済発展する県、岡山県、愛知県、神奈川県、

兵庫県、東京、そういうたところで産業活動が

しつかりと行わることも日本にとって大切なこ

と。しかし、その陰では黙々と、森林を大切にし

て、 $\text{CO}_2$ を吸収して日本の環境に貢献してい

ところ。環境省の立場から見れば、経済産業省は

左側です、環境省の立場は右側です。この右側の

こういう都道府県に対して、自治体の自主的な努

力だけに任せてしまっていいものかどうか。やはり

これに対して何らかの補助というものをやってい

かなければ……。これからいろいろな県でどんど

ん開発が進んでしまった場合、開発すればメリッ

トがある、税収がふえる。しかし、森林を守つて

も税収はふえない。どちらを選ぶか。知事さんと

して考えることは左側ですよ。右側で努力しても

報われることがないんですから。こういう政治の

不公平というものに対して、環境という切り口、

環境という目標から、何か考えなきゃいけないん

じゃないんですか。

森林の吸収能力というものが大切だといなが

ら、そちらに対してはほとんど助成金、交付金は

ない。左側に努力すれば自然に法人から、あるいは個人の所得から、職場がふえて税収がふえる、

消費税の収入も入つてくる。右側は何も入つてこ

ないんですから。私は持論として森林にも給料を

言つて申しわけありませんけれども、表の上で並

んでおりますから。岡山は一・四、島根県は三・

五。森林面積はほとんど同じでありますから、岡山

の山よりも島根県の山の方がしっかりと仕事をし

ているんです、二倍くらい。こういう違いもこの

力はどこにあるか。森です。森だけというわけ

ではありません。日本が誇るこの山林、緑、その

ない山、同じ国の中にもいろいろありますから、それを誘導するような政策が打ち出されなければならない。今から考えます、検討しますではいけないと思うんです、実行しますというところへ早く踏み切つていただきたい。

時間は余り残されておりません。そういう都市

別の貢献度というのも参考にしながら、また、

東洋経済新報社が各市町村別のいろいろな環境ラ

ンキング、七百の都市を環境についてランキン

グをつけております、それも参考にし、それから、

時間がなくなりましたから次回に譲りますけれど

も、排出権取引についても、企業だけの排出権取

引のマーケットではなくて、自治体も排出権取引

のマーケットに参加させる。島根県は売り手に回

る、愛知県は買い手に回る、そういう自治体も排

出権取引に参加させることによって自治体のコス

ト意識も高まるでしょう、また、環境意識も高ま

るでしょう。ぜひそういう政策を実行していただ

きたいということを要望して、私の質問を終わり

ます。

ありがとうございました。

○小島委員長 次に、松野頼久君。

きょうは、この環境委員会におきまして、こうしてお時間をいただきますことを委員長初め各党の皆さんに感謝を申し上げます。

鴨下大臣、昨年十二月、動物愛護で一回議論

をさせていただきました。きょうは再びそのテー

マについて幾つか議論をさせていただきたいと思

うんですが、実は私は、若林環境大臣の時代から

約一年半ぐらい、今回で五回目になるんですけど

ども、幾つか質問をさせていただいて、そのとき

に大臣の方からいただいた答弁がその後どうなつ

ているのかということを中心質問をさせていた

だきたいというふうに思っています。

まず、お配りをしました資料の一を「ごらんくだ

さい。

これは、昨年の四月十日にさせていただいた質

問を受けて、五月一日に厚生労働省が各保健所に送つていただいた通知であります。その後、環境省も各愛護センターなり保健所に送つていただいだのが続いております。

そういう中で、狂犬病予防法という法律、動物愛護法という法律、これは前回も触れましたけれども、重なりがあるということです。これはおかしいじゃないかといつて、一回、チャート図、これは資料の四ページ、このように整理をしていただきました。お配りをした四枚目の資料でございま

が守られていないという現状を、大臣、このことどうか各自治体に再度徹底していただけないでしょうか。

○鷲下国務大臣　今、先生がお示しになられた写真も含めてですけれども、本当に小さな子犬が殺処分される、こういうようなことについては私も大変胸を痛めているところであります。

環境省としては、自治体に対して、御指摘の生後九十日以内の子犬の取り扱いにつきましては、昨年二月それから五月に通知をしております。この通知の趣旨につきましては、ことし一月に開催

予防法の対象ではないんですね。動物愛護法の適用範囲なんです。まして、前のページのチワワさんというのは、野犬はいません。もしかしたら虐待気とかいうことはあるかもしれませんけれども、チワワの野犬というのはないんですね。これも動物愛護法の運用でしなければいけない事例だと田舎ですが、これが狂犬病予防法と動物愛護法とごつちゃで同じ運用をされていて、この犬たちは次の週の月曜日にガス室で殺されました。現実はこうなんです。

ですから、前回も申し上げましたけれども、現

ば、どうかお答えいただきたいと思います。  
○鴨下国務大臣 狂犬病予防法の抑留施設と動物愛護管理法の収容施設の重複状況につきましては、これは各自治体に調査しましたところ、多くの自治体で、施設が同一で両者を区別することなく一体の施設として設置、運営されているという結果がありました。

どういうような施設にあっても、これは動物愛護管理法上の飼養保管基準が適用され、動物愛護の精神に基づく適切な運用がされるべきというふうに考えております。環境省としては、そういう

要はこの間も申し上げましたけれども、首輪をせずに、注射済み票をせずに表をうろう歩いていたらば、狂犬病予防法では、捕まえてきて二日間抑留をして、三日目に殺処分。この処分は殺処分だけではないという通知を厚生労働省の方からは送つていただきました。動物愛護法は、逆に、犬、猫の引き取り措置というものが法律で決まっておりまして、本当にどうしようもない理由で飼えなくなつた犬、猫を自治体に持つていくと、自治体はその犬や猫を引き取らなければいけ

した全国の関係自治体会議の中でも改めて説明する、こういうようなことで周知の努力をしているところであります。

自治体では、これらを踏まえて、可能な限り生存の機会を与えるよう努力しているということです。ありますけれども、残念ながら、まだそれに沿わない事例がある、こういうようなことが先生からの御指摘でありますので、再度、周知徹底についてさらなる努力をしたいというふうに考えます。

場に行けば、狂犬病予防法で運用をしている施設、動物愛護法で運用をしている施設、そしてこの職員の区別はないんです。首輪をつけていとうが注射済み票をつけていとうが、こういう明確に野犬ではない、チワワであろうが九十日以内の子犬であろうとも、同じように集められて、一日か三日で今処分をされているという現実があるんです。こことこ、国は、環境省は、ある程度頑張ってくれていると思います。実際に処分數も、昭和四十年代こま五十万頭、六十万頭処分さ

意味で、自治体に対しましてさらなる周知徹底を図っていただきたいというふうに考えます。

○松野(頼)委員 きょうは厚生労働政務官に来ていただいているんですけれども、現場では、狂犬病予防法を運用する職員だけしかいないところもあるんですね。

政務官に御答弁いただきたいんですが、狂犬病予防法の世界では、殺処分をするということについてどういう観点でお考えになつてはいるか、ちょっと述べていただきたいと思ひます。

○松野(頼)委員 ありがとうございます。  
といいますのは、実はことしの一月にも、大阪  
の大管理事務所に私も行つてまいりました。それ  
は後でまたお話をいたしますが、そういう動物愛  
護の意識というものがないんですね。

場に行けば、狂犬病予防法で運用をしている施設、そしてそこでは、動物愛護法で運用をしている施設、そしてこの職員の区別はないんです。首輪をつけていないようですが、注射済み票をつけていようが、こういう明確な野犬ではない、チワワであろうが九十日以内の子犬であろうとも、同じように集められて、二日か三日で今処分をされているという現実があるんです。ここのことろ、国は、環境省はある程度頑張ってくれていると思います。実際に処分數も、昭和四十年代には五十万頭、六十万頭処分されていたのが、犬に関してはもうあと十万頭くらいまで来ています。

ですから、国はすごく頑張ってくれているんですが、それども、特にこの間のいろいろな、私が質問をしてすぐに対応していただいて、自治体に通知

意味で、自治体に対しましてさらなる周知徹底を図つていただきたいというふうに考えます。

○松野(類)委員 きょうは厚生労働政務官に来ていただいているんですけれども、現場では、狂犬病予防法を運用する職員だけしかいないところもあるんですね。

政務官に御答弁いただきたいんですが、狂犬病予防法の世界では、殺処分をするということについてどういう観点でお考えになつてあるか、ちょっと述べていただきたいと思います。

あと、ついでに狂犬病予防法では、収容して抑留した犬を殺処分する前に三人以上の評価人による評価をさせるというくだりがあります。それはどういう基準で判断をしているのかというのもお答えいただけますでしょうか。

そういう中で、厚労省も、こういう九十日以内の子犬に関しては狂犬病予防法の対象ではない、抑留の対象にはならないという通知を送っていたといったんですが、実は、昨年、茨城県の施設に行つてまいりました。資料の六に写真がつけてあります。これは私が撮った写真ですけれども、子犬が箱に入れられて、これからガス室に入る寸前の写真であります。明らかに九十日以内の子犬なんですね。

これは写真をつけてありますけれども、資料の十五ページの写真です。これはこしと一月に大阪に行つたときの私が撮つた写真ですけれども、真冬で物すごい凍りつくような日に、ずっと水が流れている、こういう状態でぬれているんです。こはすべて殺す施設ですと言いたるわけですね、譲渡はしておりませんと。次のページ、十六ページの写真も見ていただければありがたいんですけど、れども、こうやつて明らかに首輪をしているんですよ。これはこの大阪の犬だけに限つたことではなくて、こういう施設に行くと、首輪をしている犬がたくさんいるんです。首輪をしていて注射消毒票をつけているということは、明らかに狂犬病

を送つたりということはしているんですが、実際運用をしている自治体の中がまだそこまで至っていないという現実をどうか御理解いただいて、そういう意味で徹底をしていただきたいとうに思つております。

資料の十につけていますけれども、ちょうど昨年の五月二十五日、私が環境委員会で質問をして、狂犬病予防法で運用している施設、動物愛護法で運用している施設、これを環境省と厚労省双方の役所が、菅原政務官と若林環境大臣がよく両省で相談をして、どういう状況か調査をするというふうにおおしやつていただいているんです。もう一年たつてますので、その調査結果があわ

○伊藤大臣政務官 今の御質問に対して合わせてお答えですけれども、改めてですが、狂犬病予防法では、抑留されている犬を処分後に飼い主があらわれた場合など、その処分によって損害を受けた所有者に対して、各都道府県が損害を補償することというふうになつております。よつて、そのような視点から、例えば犬の殺処分前に評価人が当該犬の評価を行わせていただいているというのが現状でございます。

○松野(頼)委員 今聞いていたいたように、要是は、殺したときに、もし持ち主があらわれたらば、どれだけの価値を返済しなければいけないかということだけしか評価人は評価をしないんで

八

す。さつき切り分けていたチャート国で、うと、いわゆる動物愛護法に基づく引き取り犬、狂犬病予防法に基づく捕獲をして抑留犬、それを二日間公示した後にはすべて動物愛護法のもとに入れて、そこで、飼養に適する犬、飼うに値する犬、例えば人畜共通感染病を持つていたりといふのはだめです、例えば物すごく負傷を受けていて、これはちょっとと飼い主があらわれないというのもそれはだめかもしません、そういう判断をして、要は、飼養、飼うことになえ得る犬に関しては譲渡を含めてできるだけ生存の機会を与えるようにと。

習会、こういうようなものを開催しまして、今後とも自治体における譲渡を一層促進していきたい

○鴨下國務大臣 今おつしやつたような、必ず判断ができる、こういうようなことの法的な縛りはございません。

○松野(類)委員 今答弁いただいたように、飼養に適するか適さないかの評価、要は専門の獣医師等々がということですけれども、各愛護センターなり保健所なりに、飼養に適するか適さないかと、いうことを動物愛護の観点から判断する人間を必ず置くというような縛りというのは今あるんでしようか。

**○鴨下国務大臣** 先ほども答弁申し上げましたけれども、残念ながら、狂犬病予防法の抑留施設と動愛法の施設が一緒になっているところが多い。こういうような意味においては、改善の一つの方策として、先生おつしやるように、ソフト面で、判断をする人間をしっかりとそこに配置するということなんだと思います。

環境省としては、先ほども申し上げましたけれども、譲渡可能性の評価、こういうようなことにについてできるだけ各自治体に認識を持っていただけ、さらには職員の対応能力をしっかりと向上させることによって、この問題を解決することができるかと思います。

思つておるんです。今、全国に大体千三百万頭ぐらいの犬が飼われていると言わわれています。その中で、殺処分されているのがあと十万頭ですから、これは十分に吸収できるし、また、公開されしてくれれば、もらいたいとかもらい手を探せるという人たちはたくさんいるんです。

ですから、そういう意味で、自治体によつてばらつきがある、全く譲渡をしていない、そういう観点で運用していない、そこを何とか改善してもらいたいと思うんですが、大臣、もう一回御答弁いただけないでしようか。

今 その評価人かいらないんですよ 狂犬病予防法の評価人は、今聞いていただいたように、価値を判断して、毀損した財産を戻すということだけしか評価をしない。この犬が譲渡に適するか適さないか、だれかにあげて命を助けられるか助けられないか、新しい飼い主を探すか探せないか、その評価をする人間というのが今定まっていないんです。

ぜひ大臣も、現場で、国の方はだれがそういう評価をするようにというふうに指導しているか、お答えをいただければありがたいと思います。

○鴨下國務大臣 狂犬病予防法に基づき抑留された犬であっても、譲渡の適性があると認められるものについては、できるだけ生存の機会を与えらるべきように努める、こういうようなことが重要であると考えています。

自治体では、この点を明示した昨年の国からの通知を踏まえまして、狂犬病予防法に基づき抑留された犬も含め、専門的な知見を有する獣医師等が譲渡に適するかどうかを評価し、可能な限り譲渡等によって生存の機会を与えるよう努力していく。こういうような認識を私どもは持つております。

○松野(頼)委員 そうなんです。ないんです。  
ただ、環境省としては、全国の自治体に動物愛護推進員とか動物愛護担当職員を置くという条文があるんですね。ですから、せつかくそういうものを置くということをしたので、各保健所、愛護センター等々には、動物愛護の観点から、で生きるだけ生き残りの機会を与えるような判断ができる職員を置く必要があるんじやないか。要は、狂犬病予防法の評価人ではなくて、その担当職員は必ず一人置く、その人間ができるだけ生き残りの機会を与えるという立場から評価をして、なるべく譲渡に回せるような状況をつくるべきではないかといふふうに思っているんです。

本来は、きちんと国庫補助をして、愛護法に基づく保管、譲渡専門の施設をつくるのが一番ベストなんですが、それではそれでまた将来の話として、いわゆるシェルターをつくるのがベストなんですが、今、現状でそこまで行き着けないならば、動物愛護法に基づく施設と狂犬病予防法に基づく施設が混同してその施設を使わなければいけないならば、せめてソフト面として、せつかく動物愛護の観点を持つた職員を置いたわけですかいかといふうに私は思うんですが、その辺、その人間をそこに置くことによつて、譲渡できるかできないかを動物愛護の観点からその人間で判断させるということが早急の解決の手段ではないかといふうに私は思うんですが、

方向性を我々としても自治体の方にお願いしていきたいというふうに思つております。

○松野(頼)委員 それができないから、この場でお願いをしてるのであって、資料の八をどうらんください。これは東日本だけの部分を抜粋したんですが、これが現状の引き取りだとか捕獲の、あと殺処分の、ページ数が多くなるので東日本しか入れませんでしたが、全国の状況なんですね。七ページ、八ページ、一枚ついているんです。が、例えば八ページの一般譲渡を見ていただくと、ゼロという自治体もまだあるんですね。例えば、七千頭捕獲 収容されていて、一般譲渡は二百五十六頭という自治体もあるんです。九四%が全国でまだ殺処分されているんです。

例えば、大阪もそうだったんですけども、一緒に行つた愛護団体は、この犬とこの犬とこの犬を引き取みたい、飼い主は絶対見つかるはずだといつてじかに交渉すると、うちは一切譲渡はしないませんと言つて断つてしまふんです。

そういう現状があるので、やはり動物愛護の観点を持つた職員を一人置いて、その観点から公開をして譲渡を募集すれば、今十万頭なんですがれども、これは半減、もしかしたら本当に殺処分ゼロも夢ではないのではないかというふうに私は

○松野(頼)委員 ありがとうございます。  
もしそういう観点があれば、例えば動物愛護法では、さつき水浸しのチワワの写真を見ていただけをしています二日間の公示期間には、動物愛護の観点を排除するものではないと。ですから、その二日間、殺すまでの期間かもしれませんけれども、本来は殺すまでの期間ではなくて、次の三日目からは動物愛護の世界に入れて譲渡をする期間なので、その間に、例えば真冬の寒いときに犬が水浸しになつたり、えさを与えないなつたり、例えは極論を言うとけ飛ばしてもいいんですかと言つたらば、厚生労働省は、もちろんそういうことはだめですというふうに答弁をいただいているんです。

またやりなさいということのそこがあるので、現実にこういう例があるので、ぜひここは再度徹底をしていただきたいと思うのですが、もう一回御答弁いただけますでしょうか。

○鴨下国務大臣　何度も申し上げますけれども、譲渡可能性の評価、こういうようなことも含めまして、自治体等における譲渡を一層促進するためには私どもとしても努力をいたします。

○松野(頼)委員　どうもありがとうございます。ぜひよろしくお願ひをいたします。

最後になると 思いますが、資料の二十一ページをごらんください。これは鴨下大臣と議論をさせていただいたんですが、去年の十二月、その前のページの二十ページにそのときの議事録が残っています。要は、自治体の引き取りにもう少し縛りをかけるべきではないですか、全国統一のフォーマットをつくりて、何度も何度も引き取りに来る人に関してはきちんとペナルティーを科せるよう、またこういうことはだめだというふうをちゃんと言えるような状態にするべきなんじやないですかということを去年の十二月に議論させさせていただきました。先進的な取り組みをしている自治体もあるわけですから、全国的に普遍化するためのいろいろな方法については環境省としても努力をしていきたいというふうに御答弁をいたしました。

実際に、犬の引き取りというのは、法律では、自治体は引き取らなければいけないという決まりがあるんですけども、ただ、国会の附帯決議で、飼い主の終生飼養の義務に反し、やむを得ない事態として所有権放棄に伴う緊急避難的な措置である、飼い方については徹底的に、引き取りのさらなる検討を行うという附帯決議もありますし、法律の中でも、やむを得ない措置だ、緊急避難的な措置だということなんです。

二十二ページをごらんください。実際の自治体の引き取りのフォーマットですけれども、どこにも、今回は緊急避難なので、どうしようもないのである、飼い方については徹底的に、引き取りのさらなる検討を行うという附帯決議もありますし、法律の中でも、やむを得ない措置だ、緊急避

つけます等々のただし書きもありません。そして、二十二ページで見ると、三月四日に飼い主が見つからないからという理由、次のページには子犬は余り育てられないでという理由だけ引き取つていて、まして二十二ページのものは、三月四日に引き取つて三月四日に処分しているんです。

こういう事例があるので、やはり出口を愛護団体の人がボランティアで一生懸命やつても、入り口ももう少し縛る必要があるし、現実に何度も何度も子犬を産ませて処分に持つてくる人がいても、今の法律ではそれを断る、排除できる決まりが現実に自治体にはないんですね。

それは国である程度縛つて、悪質なものに関しては、動物愛護法の中でも虐待とかのペナルティーがあるわけですから、何らかの縛りをかけてそれを排除するなりペナルティーを少しければなりということを考えていかなくては引き取りが一向に減らないのではないかというふうに思うので、これを最後に御答弁いただきたいと思います。

○鷹下国務大臣 安易にまたは何度も動物の引き取りを求める、こういうような人は、少なくとも動物愛護の精神に沿わないわけであります。

自治体においては、いわゆるリビーター対策と申しますか、引き取りの有料化だと引き取り依頼者の本人確認の徹底、あるいは適正飼養の指導書等による指導など、先進的な取り組みを行つているところもございます。

そういうような中で、環境省としましても、犬・猫引き取り基準において、自治体は、引き取りを求める理由等に応じ、依頼者に適切な助言を行う、こういうようなことを定めているわけであります。

規則としては、できるだけそういうようなことをやりたいというふうに思つておりますが、加えて、今松野議員がおっしゃつてあるように、飼う人たちの意識、こういうようなものも、例えば子犬を預かつたら少なくとも十数年は一緒にいる、

こういう覚悟が必要なわけでありますから、そういうような意味で、すべての人たちに、生命を大事にして、そして子犬等を飼うには責任を持つ、こういうような認識を持っていただくように、さまざまな点で私たちとしても働きかけてまいります。

○松野(頼)委員 時間が来たので終わりますけけれども、ただ、もう何十年も前から、動物愛護問題をつくつてポスターを張ったりチラシを配つたりしているんです。それでも直らないから、こういう場所で言わせていただいているわけです。

いつも当委員会に来てこの問題でいろいろ厳しい指摘をさせていただきますがれども、目的は処分される大が少しでも減るというのが目的で野党がうるさいからなといつて改善をしていただかなければなりませんので、どうかお許しいただければありがたいというふうに思います。

時間が参りました。ありがとうございます。

○小島委員長 次に、田名部匡代君。

○田名部委員 田名部匡代でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

きょうは、大きく二点、不法投棄の問題、生物多様性の問題についてお伺いをしたいのですが、その前に、ちょっと私の地元で問題になつたことがありますので、そのことについてお考えをお伺いしたいと思うんです。

昨年、私の地元、青森県八戸市におきまして、大気中に含まれる砒素と砒素化合物の濃度の平均値が全国平均を上回っているという報道がありました。去年の大気中の濃度がその前年、つまり〇〇六年の全国平均値を大幅に上回る結果でありました。その大幅に上回っている中でも、一時期十三年から十七年の平均排出量と比較して六割削減がされました。

その後の調査で発生源も推定をされまして、この事業者も新たな排ガス処理施設の設置などの対策を講じた結果、現在の排出量というのは、平成十三年から十七年の平均排出量と比較して六割削減がされました。

減されております。今後は九割削減するという計画も出されているんですけれども、県の調査では、これは一時的なものであるという確認がなされまして、また、國の方から紹介をされた専門家の方によりますと、一時的な高濃度による健康に対する影響はないと考えられるという御意見もいただいているようでございます。

ただ、一時のといつても、一九九九年から二〇〇五年まで全国平均を一・三倍から四・六倍も上回る状況が続いているおりまして、住民が心配するのは当然のことだということだけです。

私の県、青森県から、早急に環境基準や指針値を設定してほしいという要望が出されていると思うんですけれども、その結果がどうなつていてか、教えていただけますでしょうか。

○竹本政府参考人　ただいま先生から御指摘のございました青森県八戸地域の事案につきましては、県の方からも御要望がございまして、私どもなりに承知をしております。

お尋ねのございました指針値の策定に向けた国との対応ぶりでございますが、砒素そのものにつきましては、中央環境審議会の方でも有害大気汚染物質の優先取り組み物質と認められておりまして、人の健康に係る被害を未然に防止する観点から、現在、中央環境審議会におきまして、指針値の策定に向けた検討を行つておるところでござります。

現在、専門家におきましてリスク評価の作業を進めていただいているところでございまして、私どもいたしまして、指針値の策定に向けて取り組んでまいりたいと考えておるところでござります。

○田名部委員　今までに検討を進めておりましたけれども、いつぐらいにその結論は出る御予定でしようか。

○竹本政府参考人　今までに検討を進めておりましたけれども、いつぐらいにその結論は出る御予定で早く検討そのものを進めていきたいと思います。

うことで現在取り組んでおるというところを御理解いただければと思います。

○田名部委員

できるだけ早くというお気持ちはわかるんですが、そのできるだけ早くというの

が、早くやりたかったけれども二年も三年もかかつちやつたんだというのでは不安は払拭されないわけでありまして、健康の被害にかかる問題であるということであれば、この手の問題といふのは、公害でもそうですけれども、やはり早く調査をして実態を把握して結果を出す、未然にその被害を防ぐということが大事なわけあります。

きょうは、いつまでというお答えは何度聞いても出ないんでしょうかが、できるだけ早く、いつま

でという大体の期限を決めて、それに向けて取り組んでいくことが私は非常に重要なことだと思っておりますが、大臣、今のことについてどう思われますでしょうか。

○鷲下国務大臣 今先生おっしゃっているような砒素それからその化合物は、長期間摂取することによって健康への被害を生じるということでありますので、人の健康に係る被害を未然に防止するという観点から、まさに中央環境審議会において指針値を検討しているところであります。

先生がおっしゃるように、できるだけ早くというのが何年もかかつたら早くではないわけでありますから、できるだけ地域の住民の皆さんのが心配がない、そういうようなスピード感でさせていたいと思います。

○田名部委員

ありがとうございました。

できるだけ情報を細やかに報告していただきて、地域住民が少しでも安心できるような取り組みを率先して行つていただきたいと思います。そのことを御要望申し上げまして、次の質問に移ります。

昨日、民主党の田島一成委員を中心に我々が取り組んでおりました生物多様性基本法案を国会に提出させていただきました。生態系を守るということは、私たちが今後も地球上で生きていく上で非常に重要なことだというふうに考えております

し、自然との共存を図つていくためにはどうあるべきか、このことを考えるよい機会だというふうに思っております。

そこで、生物多様性保全のための法律に、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律、いわゆる種の保存法がありますけれども、こ

れは、我が国に生息、生育する絶滅のおそれのある野生動植物を国内希少野生動植物種に指定し、捕獲、採取を制限したり、また、その生息地など

を保護したり、そういうことによつて絶滅の危機

に瀕した動植物を守つていくという法律であります。されども、自然との共生という意味においては

これこそまさに非常に重要な法律だというふうに考えております。

一方、環境省が公表しているレッドリストといふものもございまして、この中には、絶滅のおそ

れが非常に高いと分類されているものが三千五百十五あるんです。しかし、この中に記載されてい

る動植物で、先ほど申し上げた種の保存法で守ら

れてているのは七十三種類、そして場所でいうと九

十五あるんです。しかし、この中に記載されてい

る力所しか設定をされていないというのが現状であ

りまして、多様な生物とともに共生を図り生存し

ていくという観点からいふと、この三千五百五十五

の中のたつた二・三%しか法で守られていないと

いうのは、私は少ないんじゃないだろうかといふふうに考えます。

このレッドリストに登録されているものを国内

重要なんではないかと思うんですけど、この

点について、大臣、いかがお考えでしょうか。

○鷲下国務大臣 環境省では、絶滅のおそれがあ

る野生生物の保護対策を進めていく上で最も重要な基礎資料としてレッドリストを作成、公表しておるわけでありまして、最近では、平成十八年十

月と平成十九年八月に改訂版を公表いたしま

た。また他方、人為の影響により存続に支障を來す

事情が生じていると判断される種のうちから、種

の保存法に基づき国内希少野生動植物種を指定し

ております。

環境省としましては、新しいレッドリストの内

容を踏まえて、特に保護の優先度が高い種につい

ては、詳細な情報を収集して、それぞれの生物種

ごとに絶滅のおそれの状況に応じた対応をする、

こういうことでしっかりと種の保護をしてまい

たいというふうに考えております。

そこで、生物多様性保全のための法律に、絶滅

のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法

律、いわゆる種の保存法がありますけれども、こ

れは、まだ正式に決まつたわけではござい

ませんけれども、多分名古屋になるだろうという

ことでございます。私も、お許しがいたければ

ボンに行つてきたいというふうに思つております。

資料を拝見しますと、我が国は、二〇一〇年、

第十四回の会議を名古屋で開催すべく努力をされて

いるということですけれども、その二〇一

〇年というのはまさに節目の年になるというふう

に思いますし、また、開催国を目指して今取り組

んでいるわけでありますから、開催国となれば、

やはり世界のリーダーシップをとつて率先して取

り組みをしていかなければならないというふうに

思ひます。世界に対して説得力のある、世界が日

本に統いて生物また自然との共生を図つていくよ

うな形を示していくことが必要だというふうに

思つております。

先ほど、最も重要なとか人為の影響がと

いうお

話がありましたが、先ほど申し上げました

ように、レッドリストに掲載している中の、絶滅

のおそれが非常に高いと分類されているものだけ

で三千五百五十五あるわけです。ですから、こう

いふべきだというふうにおっしゃつておられました

けれども、やはりそういう危機的な状況にある以

いということではなくて、先ほど岩國先生が御質

問の中で、狭い視野ではなくて広く物事をとらえ

るべきだというふうにおっしゃつておられました

けれども、やはりそういう危機的な状況にある以

いということではなくて、先ほど岩國先生が御質

問の中で、狭い視野ではなくて広く物事をとらえ

るべきだという

た次回、もう少し進展があるように、具体的なお答えをいただけるように質問させていただきたいと思います。

次に、きょうは家電リサイクルに関する御質問をさせていただきます。

現在、各種リサイクル法があるわけございますけれども、家電リサイクルに関しては、二〇〇一年四月に施行されましてから、五年後に法改正を検討するということが定められておりまして、五年後というのは二〇〇六年、既に二年が経過をしているわけであります。

これまでも家電リサイクル法に関しては、その制度の状況、また評価、検討というものが会議の中になされてきたと思いますし、その都度報告書も出されているようであります。そういう流れからいっても、今国会あたりに家電リサイクル法の改正案が提出されるんじやないかということが予想されたわけでありますけれども、提出されました。

何度も議論が行われてきたにもかかわらず提出されなかつたことに何か理由があるのか、その理由があればお答えをいただきたいのと、あわせて今後提出をされる予定なのか、予定であればそれはいつごろの予定なのかということをお答えいただけますでしょうか。

○鷲下国務大臣 家電リサイクル法につきましては、施行五年後の見直し規定を踏まえまして、平成十八年六月から、中央環境審議会と産業構造審議会の合同会合において制度の評価、検討が行われ、本年二月に報告書がまとめられたわけであります。

この報告書においては、再商品化等費用の透明化、小売業者の引き取り、引き渡しに関するチェック体制の強化、対象品目の追加等の措置を講ずるべきというような提案がされました。

これらの措置につきましては、これを詳細に検討した結果、法律改正を要さず、現行法の報告徵収等の権限の活用や政令の改正等により実施することができるというような判断に至ったわけであ

りまして、環境省としては、合同会合の報告書に盛り込まれた措置にしっかりと取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○田名部委員 先般、この家電に関しては、廃家电の不法投棄の問題であるとか、不正な流通に

よつて海外に流れているとか、いろいろな問題が取り上げられてきたわけでありますので、この点に関しても、改めて法改正が必要なく、もう少しきちんと強化したものになるのであれば、これもまた早急に取り組むべき問題だというふうに思っています。

これまでの議論の中で、四品目に限定してきたものをもう少し追加しようという議論がなされた

と思いますけれども、それに関してはどういう議論がなされて、今後どういうものが追加されることがなっているのか、お答え願います。

○由田政府参考人 お答え申し上げます。

本年二月の家電リサイクル制度の評価、検討に関する審議会報告書におきましては、家電リサイクル法の対象品目としての要件を満たします液晶テレビ、プラズマテレビ及び衣類乾燥機につきまして、対象として追加すべきとされているところになります。

この報告を受けまして、本年三月から、中央環

境審議会及び産業構造審議会の合同会合におきまして、液晶、プラズマテレビなどの対象品目への追加、それからその適正なりリサイクルのあり方にについて検討を開始いたしております。

今後、合同会合の議論を踏まえまして、必要な措置を講じてまいりたいというふうに考えております。

この報告書においては、再商品化等費用の透明化、小売業者の引き取り、引き渡しに関する

チェック体制の強化、対象品目の追加等の措置を講ずるべきというような提案がされました。

初の段階で電子レンジの対象の議論がございましたが、家電リサイクル法の施行とともに若干増加をしてまいりましたが、ここ数年間、これがさらに減少するという傾向にございます。

これに関しましては、実は、家電リサイクル法制定の前に、平成九年の廃棄物処理法の改正においてまいりましたが、ここ数年間、これがさ

ら、電子レンジを五十五万台から法人の場合一億円以上げるというような措置をしていただきましたが、スクラップとして流通をして、市町村で適正

な処理に困っているという状況がほぼ解消されたような状況になりました。自治体側からも途中で議論がされなくなつたというふうな経緯もございまして、電子レンジに関しては今回の対象にはなつていいという状況でございます。

○田名部委員 そうですね。私の手元にある資料によりますと、資源有効利用促進法の中で、追加になる衣類乾燥機と電子レンジというのは同じ分類のところにあります。電子レンジも衣類乾燥機も、リデュース配慮設計、またリサイクル配慮設計というものに区分けがしてあるわけなんです。

専門家の皆さんがいろいろなことを御検討なさった結果だとは思うんですけども、しかし、廃家電の不法投棄の件数というのが非常に多い中において、そういうことを防止する意味においても、もう少しきちんとした取り組み、また品目をふやしていくということも考えなければならないのかなというふうに思つております。

専門家の仕方も、やはりそういうことをどうして、自分の仕方も、ごみの処分もできるものとできないもの、自治体によって違うところもあると思うんですけども、やはりそういうことをどうして、いくかということをあわせて取り組む必要があるのかなというふうに思つております。

ちょっとここで、廃家電の不法投棄の件数がどのくらいあるか、数字がおわかりになる方がいらっしゃれば教えていただけますか。

○由田政府参考人 手元に数値を用意しております。ただし、廃家電の不法投棄の件数がどちらか正確かどうかはわかりませんが、当初、のぐらいあるか、数字がおわかりになる方がいらっしゃるかもしれませんし、わかる限りでこれだけあるということなんですね。ですから、今後法律の中身を見直していくときに、こういったことも視点に入れてしっかりと強化をしていただきたいというふうに思つています。

また、あわせて、「ごめんなさい」これは質問通告していないんですけれども、不正な流通で海外に出されていると思われる日本の家電はどのぐら

い台数があるか、わかりますでしょうか。

○由田政府参考人 済みません、今の御質問にお答えする前に、先ほどの不法投棄の数値、先生がおっしゃったように数値が一ヶた違つてしまつた台数があるか、わかりますでしょうか。

○由田政府参考人 お答え申し上げます。そこで、それが今減少中、こういうことに改めさせていただきます。

それから、海外へ出しているものであります。全体では、リユース向けの輸出ということで今私どもが承知している範囲では、五百九十四万台が海外に輸出しているというデータを持っております。

よると、家電四品目の輸出は約三百三十七万台。数字が合わないということは、きちんとしたルートでの輸出ではないものが含まれているというふ

うにとらえてよろしいですか。

○由田政府参考人 今の先生の数値と直接どういう違いがあるかの整合性は別にいたしまして、十八年度に私ども、経済産業省、環境省での検討に際しまして行つた調査の結果によりますと、リユース向け販売すべてで六百九十七万台のうち、輸出が五百九十四万台、リユースということで国内でやつておるもののが百三万台ということになつております。そのほか、実は、資源回収ということでリユース以外で輸出しているものも若干見られるかもしないということをございまして、先ほど申し上げました家電リサイクル法の審議会の結果を受けまして、リユースとリサイクルの仕分けなどのガイドラインをつくろうということで現在検討をいたしておりますとございます。

○田名部委員 これはことしの二月十七日の新聞

なんですけれども、二〇〇五年度に排出された使

用済み家電四品目二千二百八十七万台のうち約三

四%の七百七十一万台が輸出され、かなりの部分

が偽装中古と見られるという記事がありました。

海外へ横流しをされていると。

海外で有効利用といつても、技術が伴わない国

で環境汚染が発生するというものが非常に問題になつているんですね。大臣も御承知かもしませんけれども、これは昨年二月の新聞の記事ですけ

れども、河原や田んぼ畑でプラスチックやビ

ニールが野焼きをされていたり、村の中心部の一

角でパソコンが家々からあふれ出している、そこ

には日本のシールが張られたパソコンもあつた、

大気中に有害物質が飛散したり、住民の健康被害

も深刻である、一歳から六歳までの子供百六十五

人のうち百三十五人が鉛中毒であつたというよう

な記事がありました。これは中国でのことであります。

○田名部委員 済みません、時間が来たのです

が、早口で一個だけ、最後に大臣、大事な問題な

のでお伺いしたいんですけど、アスベストの廃棄物

についてお伺いします。

今後、アスベストを使つた建築物の解体工事と

アスベストの廃材の処理ということに関して、經

費もかかりますし、また、これが不法投棄され

るところがございますが、先日、環境経済学で大

変有名な植田和弘先生をお呼びして、お話をさせ

うにとらえてよろしいですか。

○鴨下國務大臣 家電につきましては、特に、リサイクルするカリユースするかというような判断をするかもしないということをございまして、先ほど申し上げました家電リサイクル法の審議会の結果を受けまして、リユースとリサイクルの仕分けなどのガイドラインをつくろうということで現

在検討をいたしておりますとございます。

○田名部委員 これはことしの二月十七日の新聞

なんですけれども、二〇〇五年度に排出された使

用済み家電四品目二千二百八十七万台のうち約三

四%の七百七十一万台が輸出され、かなりの部分

が偽装中古と見られるという記事がありました。

海外へ横流しをされていると。

海外で有効利用といつても、技術が伴わない国

で環境汚染が発生するというものが非常に問題になつているんですね。大臣も御承知かもしませんけれども、これは昨年二月の新聞の記事ですけ

れども、河原や田んぼ畑でプラスチックやビ

ニールが野焼きをされていたり、村の中心部の一

角でパソコンが家々からあふれ出している、そこ

には日本のシールが張られたパソコンもあつた、

大気中に有害物質が飛散したり、住民の健康被害

も深刻である、一歳から六歳までの子供百六十五

人のうち百三十五人が鉛中毒であつたというよう

な記事がありました。これは中国でのことであります。

○田名部委員 済みません、時間が来たのです

が、早口で一個だけ、最後に大臣、大事な問題な

のでお伺いしたいんですけど、アスベストの廃棄物

についてお伺いします。

今後、アスベストを使つた建築物の解体工事と

アスベストの廃材の処理ということに関して、經

費もかかりますし、また、これが不法投棄され

るところがございますが、先日、環境経済学で大

変有名な植田和弘先生をお呼びして、お話をさせ

まつていかななければならないと思うんですね。で

不正な横流しというのもきつちりと取り締

めます。

○鴨下國務大臣 家電につきましては、特に、リ

サイクルするカリユースするかというような判断

をするかもしないわけでありまして、日本でリサイクルさ

れるべき廃家電が、実は海外ではリユースされ

る価値をまだ有しているということもあるんだろう

と思いますで、そういうようなことについては少

し整理をしないといけないというふうに思いま

す。

また、今お話しになつたように、最終的にどち

らかで、それはアジアのどこの国かもわかりま

せんが、そういうところで結果的に最終処分をさ

れるとときに、単純に言えば野焼きされてダイオキ

シンが出てというようなことも場合によると想定

されるわけでありますので、しっかりと日本の中

で、その仕分け、リユースそれからリサイクルと

いうようなことについても十分に監視をしていか

なければいけないんだろうと思つています。

加えて、廃家電に関するいわゆる横流しとい

うようなことについては、私からもそれぞれのとこ

ろに指示を出してありますけれども、万全を期し

て未然に防いでいくということについてさらにもう

しっかりと取り組んでまいりたいというふうに思

います。

○田名部委員 済みません、時間が来たのです

が、早口で一個だけ、最後に大臣、大事な問題な

のでお伺いしたいんですけど、アスベストの廃棄物

についてお伺いします。

最初に、基本認識ということで、これは質問で

はございませんけれども、焦点を当てて質問をさせ

ていただきたいと思います。

○小島委員長 次に、江田康幸君。

○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございま

す。

本日は、地球温暖化対策について、一般質問で

はございませんけれども、焦点を当てて質問をさせ

ていただきたいと思います。

最初に、基本認識ということで、これは質問で

はございませんが、ちょっと述べさせていただきた

いなと思うわけでござります。

公明党も、地球温暖化対策本部を活発に開催し

て、そしてさまざまな分野の皆様から地球温暖化

対策についてお話を聞いて、また検討を続けてい

るところがございますが、先日、環境経済学で大

変有名な植田和弘先生をお呼びして、お話をさせ

ていただきましたところでござります。低炭素社会へ

の課題と展望ということで話を聞かせていただき

たんですが、大変わかりやすく、またインパクト

の強化なども国が環境省挙げて取り組んでいると

思いました。その中で、私も

アスベストの問題とい

うのも非常に重要になつてくるのか

との協力というのも非常に重要な要素になつてくるのか

なというふうに思うんです。この点に関して、大

臣、いかがお考えでしようか。

○鴨下國務大臣 家電につきましては、特に、リ

サイクルするカリユースするかというような判断

をするかもしないわけでありまして、日本でリサイクルさ

れる価値をまだ有しているということもあるんだろう

と思いますで、そういうようなことについては少

し整理をしないといけないといふうに思いま

す。

また、今お話しになつたように、最終的にどち

らかで、それはアジアのどこの国かもわかりま

せんが、そういうところで結果的に最終処分をさ

れるとときに、単純に言えば野焼きされてダイオキ

シンが出てというようなことも場合によると想定

されるわけでありますので、しっかりと日本の中

で、その仕分け、リユースそれからリサイクルと

いうようなことについても十分に監視をしていか

なければいけないんだろうと思つています。

加えて、廃家電に関するいわゆる横流しとい

うようなことについては、私からもそれぞれのとこ

ろに指示を出してありますけれども、万全を期し

て未然に防いでいくということについてさらにもう

しっかりと取り組んでまいりたいというふうに思

います。

○田名部委員 済みません、時間が来たのです

が、早口で一個だけ、最後に大臣、大事な問題な

のでお伺いしたいんですけど、アスベストの廃棄物

についてお伺いします。

最初に、基本認識ということで、これは質問で

はございませんけれども、焦点を当てて質問をさせ

ていただきたいと思います。

最初に、基本認識ということで、これは質問で

はございませんが、ちょっと述べさせていただきた

いなと思うわけでござります。

公明党も、地球温暖化対策本部を活発に開催し

て、そしてさまざまな分野の皆様から地球温暖化

対策についてお話を聞いて、また検討を続けてい

るところがございますが、先日、環境経済学で大

変有名な植田和弘先生をお呼びして、お話をさせ

ていただきましたところでござります。低炭素社会へ

の課題と展望ということで話を聞かせていただき

たんですが、大変わかりやすく、またインパクト

の強化なども国が環境省挙げて取り組んでいると

思いました。その中で、私も

アスベストの問題とい

うのも非常に重要な要素になつてくるのか

との協力というのも非常に重要な要素になつてくるのか

なというふうに思うんです。この点に関して、大

臣、いかがお考えでしようか。

○鴨下國務大臣 家電につきましては、特に、リ

サイクルするカリユースするかというような判断

をするかもしないわけでありまして、日本でリサイクルさ

れる価値をまだ有しているということもあるんだろう

と思いますで、そういうようなことについては少

し整理をしないといけないといふうに思いま

す。

また、今お話しになつたように、最終的にどち

らかで、それはアジアのどこの国かもわかりま

せんが、そういうところで結果的に最終処分をさ

れるとときに、単純に言えば野焼きされてダイオキ

シンが出てというようなことも場合によると想定

されるわけでありますので、しっかりと日本の中

で、その仕分け、リユースそれからリサイクルと

いうようなことについても十分に監視をしていか

なければいけないんだろうと思つています。

加えて、廃家電に関するいわゆる横流しとい

うようなことについては、私からもそれぞれのとこ

ろに指示を出してありますけれども、万全を期し

て未然に防いでいくということについてさらにもう

しっかりと取り組んでまいりたいというふうに思

います。

○田名部委員 済みません、時間が来たのです

が、早口で一個だけ、最後に大臣、大事な問題な

のでお伺いしたいんですけど、アスベストの廃棄物

についてお伺いします。

最初に、基本認識ということで、これは質問で

はございませんけれども、焦点を当てて質問をさせ

ていただきたいと思います。

最初に、基本認識ということで、これは質問で

はございませんが、ちょっと述べさせていただきた

いなと思うわけでござります。

公明党も、地球温暖化対策本部を活発に開催し

て、そしてさまざまな分野の皆様から地球温暖化

対策についてお話を聞いて、また検討を続けてい

るところがございますが、先日、環境経済学で大

変有名な植田和弘先生をお呼びして、お話をさせ

ていただきましたところでござります。低炭素社会へ

の課題と展望ということで話を聞かせていただき

たんですが、大変わかりやすく、またインパクト

の強化なども国が環境省挙げて取り組んでいると

思いました。その中で、私も

アスベストの問題とい

うのも非常に重要な要素になつてくるのか

との協力というのも非常に重要な要素になつてくるのか

なというふうに思うんです。この点に関して、大

臣、いかがお考えでしようか。

○鴨下國務大臣 家電につきましては、特に、リ

サイクルするカリユースするかというような判断

をするかもしないわけでありまして、日本でリサイクルさ

れる価値をまだ有しているということもあるんだろう

と思いますで、そういうようなことについては少

し整理をしないといけないといふうに思いま

す。

また、今お話しになつたように、最終的にどち

らかで、それはアジアのどこの国かもわかりま

せんが、そういうところで結果的に最終処分をさ

れるとときに、単純に言えば野焼きされてダイオキ

シンが出てというようなことも場合によると想定

されるわけでありますので、しっかりと日本の中

で、その仕分け、リユースそれからリサイクルと

いうようなことについても十分に監視をしていか

なければいけないんだろうと思つています。

加えて、廃家電に関するいわゆる横流しとい

うようなことについては、私からもそれぞれのとこ

ろに指示を出してありますけれども、万全を期し

て未然に防いでいくということについてさらにもう

しっかりと取り組んでまいりたいというふうに思

います。

○田名部委員 済みません、時間が来たのです

が、早口で一個だけ、最後に大臣、大事な問題な

のでお伺いしたいんですけど、アスベストの廃棄物

についてお伺いします。

温室効果ガスがゼロに近い、こういう社会を低炭素社会と呼ぶようでございますけれども、温室効果ガス排出がゼロに近いということは、発電とか熱供給などの化石燃料を前提にした活動の大部分を化石燃料以外のエネルギー源で賄うことを意味するというわけでありまして、そのためには、日本における経済運営にかかるあらゆる主体に温暖化防止を動機づけることが大前提になるであろう。そのことは、大胆な温室効果ガス削減目標を設定すると同時に、炭素に価格をつける制度を、例えば排出量取引制度等を市場に組み込まなければ絶対に達成できないということを意味する。

このような講義を私もお聞きいたしまして、改めてこのクールアース50の持つ意味というのを考えなければならないと思つたわけでございます。このような観点から、以下、質問をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、まずは環境大臣にお聞きさせていただきますけれども、いよいよ第一約束期間がスタートをしたわけでございます。しかし、もう

六・四%増という、六%削減どころかふえていい、一二・四%を削減しなければならない。これに向けて、京都議定書目標達成計画は見直されたわけでございますが、この改定目標達成計画に基づく京都議定書の六%削減目標の達成の見通しはいかがでしようか。環境大臣、お願ひします。

○鷲下国務大臣 ことし開催されます北海道洞爺湖サミットなどの場において、我が国が国際的なリーダーシップを發揮する、こういうような意味においては、京都議定書の六%削減目標は必ず達成しなければいけないというふうに考えています。

そういうために、今先生おっしゃつたように、あらゆる分野において対策を強化すべく、三月に京都議定書目標達成計画を改定したわけでありますけれども、中では、自主行動計画の強化、あるいは業務用エアコン、電球型蛍光灯等のトップランナー基準の強化、自動車の燃費のさらなる改

善、また国民運動としての一日一千キログラムのCO<sub>2</sub>削減、こういうようなことをお願いしている。それから、このことについてお伺いをさせていただきます。

対法の改正案の中におきましても、事業者に対する排出抑制等の指針の策定や、地方公共団体の実行計画の拡充、こういうような措置を盛り込んでおります。こういうようなことで、すべての主体が全力を取り組むというようなことになれば六%ずらも実現できないわけであります。

ただ、この六%実現に対しても、追加対策や既存対策が、仮にどういうふうに進んでいるか、こ

ういう進捗状況についてもしっかりと点検をして、場合によつては機動的な見直し、その中に

時期も来るかもわかりませんので、そのことも含め、我々は今緊張して対応しているところでございます。

### ○江田(康)委員

ありがとうございました。

続けて、その六%削減目標の達成に当つて、今回の目標達成計画の見直しにおきまして、実は

産業界の自主行動計画が極めて大きな位置を占めていることがわかります。産業部門で千九百万トンとかなりの追加削減効果が見込まれる等々、産業界の自主的な努力には敬意を表さるところではありますけれども、他方で、自主行動計画の目標

というのはあくまで産業界が自主的に設定するもので、そのレベルも自主的に決める上に、指標も、多くは総量削減目標ではなくて、生産量当たりのエネルギー使用量など、生産量がふえれば総

量もふえるというような効率の指標になつております。

今後、世界全体の未来に目を向ければ、我々は、十年から十五年で温室効果ガスの排出をピークアウトさせ、そして、二〇五〇年には少なくとも半減していかなければならない、こういう現

実を目の当たりにしているわけでございます。し

たがつて、こういうような状況の中で、いつまでも産業界の自主的な努力に依存していくのが、このことについてお伺いをさせていただきました。

また、自主行動計画のうちに、大口の排出原であります。こういうようなことで、すべてのステークホルダーといいますか、すべての主体が全力で取り組むというようなことになれば六%すらも実現できないわけであります。

ただ、この六%実現に対しても、追加対策や既存対策が、仮にどういうふうに進んでいるか、こ

ういう進捗状況についてもしっかりと点検をして、場合によつては機動的な見直し、その中に

時期も来るかもわかりませんので、そのことも含め、我々は今緊張して対応しているところでございます。

### ○南川政府参考人

御指摘のとおり、京都議定書目標達成計画

目標達成計画におきまして、自主行動計画を深掘りする、そしてそれを速やかに実行するということが極めて大きな役割を占めておるところでございます。

今般、見直しの中で、従来からつくつておりました経団連中心の団体につきましても深掘りをいたしましたし、また、それを速やかに実行するということも含め、我々は今緊張して対応しているところでございます。

また、新しく、相当程度、その自主行動計画をつくつもらいました。多くの専門家の意見も見ながら、その点検をしてきたところでございました。特に、産業のみならず、業務部門につきましても、かなりその対策を拡張できつあると考えております。

ただし、あくまで京都議定書目標達成計画の中では現在考えておりまして、その範囲でございます。

けれども、とにかく現状は、業界もかなり問題意識を持つてやつていただいています。大いにそこ

に期待しつつ、なおかつ、私どもとしては、毎年二回のこの点検を厳しく行いまして、必ずそれが達成できるようになつたと考へているところでござります。

また、具体的にお話がございました電気と鉄関係でございます。

言つてみますと、この二つだけで全体のCO<sub>2</sub>の半分以上を出すということございまして、大変ウエートが高いわけでございます。この二団体につきましては、その排出削減努力の中でも、京都

メカニズムのCDMの購入ということも、相当大き

規模にやつていただくといふことも現在相当進められておりますし、またさらに引き続いて行つていただくということでございます。

こういった団体の協力を得ながら、なおかつ、他方、厳しく状況を点検しながら、ぜひとも京都議定書の目標が達成できるように、政府として万全を期してまいりたいと考えております。

また、自主行動計画のうちに、大口の排出原であります。こういうようなことで、すべてのステークホルダーといいますか、すべての主体が全

力で取り組むというようなことになれば六%すらも実現できないわけであります。

また、自主行動計画のうちに、大口の排出原であります。こういうようなことで、すべてのステークホルダーといいますか、すべての主体が全

力で取り組むというようなことになれば六%すらも実現できないわけであります。

ただ、この六%実現に対しても、追加対策や既存対策が、仮にどういうふうに進んでいるか、こ

ういう進捗状況についてもしっかりと点検をして、場合によつては機動的な見直し、その中に

時期も来るかもわかりませんので、そのことも含め、我々は今緊張して対応しているところでございます。

### ○江田(康)委員

ありがとうございました。

続けて、その六%削減目標の達成に当つて、今回の目標達成計画の見直しにおきまして、実は

産業界の自主行動計画が極めて大きな位置を占めていることがわかります。産業部門で千九百万トンとかなりの追加削減効果が見込まれる等々、産業界の自主的な努力には敬意を表さるところではありますけれども、他方で、自主行動計画の目標

というのはあくまで産業界が自主的に設定するもので、そのレベルも自主的に決める上に、指標も、多くは総量削減目標ではなくて、生産量当たりのエネルギー使用量など、生産量がふえれば総

量もふえるというような効率の指標になつております。

今後、世界全体の未来に目を向ければ、我々は、十年から十五年で温室効果ガスの排出をピークアウトさせ、そして、二〇五〇年には少なくとも半減していかなければならない、こういう現

実を目の当たりにしているわけでございます。し

において、制度の見直しを含めて抜本的な対策が私は大変必要だと考えますけれども、経済産業省、今後の対策強化をどうしていかれるのか、お聞きました。

○本部政府参考人 先般発表いたしました長期エネルギー需給見通しでは、二〇二〇年度の再生可能エネルギーにつきまして、水力、地熱発電を含めまして、最大、原油換算で四千五百九十八万キロリットル、一次エネルギー国内供給の約八・二%と見通しております。

そのうち、太陽光発電は原油換算で三百五十万キロリットル、風力発電は二百万キロリットル、バイオマス発電などは三百九十三万キロリットル、バイオマス熱利用は三百三十万キロリットルでございます。

なお、RPS法におきましては、二〇一四年度に現在の三倍弱に当たります百六十億キロワット時の利用目標が定められております。この利用目標は、現実的な導入可能性を踏まえながら、導入に伴う費用負担なども考慮に入れて定めたものでございまして、妥当なものと考えております。

いずれにいたしましても、今後、再生可能エネルギーのさらなる普及を図る必要があります。このため、経済産業省では、現在、総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会におきまして、再生可能エネルギー対策の抜本的な強化についての議論を進めているところでありますて、速やかに総合的な検討を行つてまいりたいと考えております。

○江田(康)委員 今、経済産業省からの御回答でございましたけれども、夏にはG8サミットを迎えて、そして二〇〇九年には、それこそ国際的な交渉も非常に重要な時期を迎えていくわけでございます。

特に新エネルギーの、また再生可能エネルギーの導入については、国際的に見てもかなり厳しい水準であるということは、目標としても、これはもう共通認識だと思います。そういう

意味で、太陽光にしても、それを普及していく、それがどのように強く申し上げておきたいと思うべきでございます。

次に、排出量取引制度のことについて、大変大きな問題でございますので、環境大臣にお伺いをしたいと思つております。

先ほども私申し上げましたが、これから国際的な新たな枠組み、また中期目標、そして長期目標でございます。

というのが、二〇〇九年へ向けて審議が活発化されるわけでございます。先ほども申しましたように、二〇五〇年に世界が半減するということは、先進国の排出量はゼロにならなければならないといふ現実を見据えて、例えば、炭素税等の導入があるかと私は思うんですけども、

いうショッキングな現実を見据えて、炭素税等の導入があるかと私は思うんですけども、

いう価格をつける制度、排出量取引制度、また環境税等の導入があるかと私は思うんですけども、

環境省としては、産業界や学識経験者から成る

局長諮問の検討会、こういうような位置づけでありますけれども、国際的な動向も踏まえまして、我が国の実情に合つた排出量取引制度の具体的な制度設計のあり方について検討を始めております。

加えて、それぞれ、例えば東証あるいは政府の中でも、いろいろとそういうような動きもあるようですが、環境省としては、さらに加速をして、この制度設計の検討を進めてまいりました。

○江田(康)委員 この排出量取引制度については、また環境税等も含めて、経済的な手法といふものについては、中環審また産構審の合同会議でも、これは残された課題ということであつたわけですが、まさにこのままでは、まだ環境税等も含めて、専門家会議で検討が進められているところです。

そこで、世界全体の排出量のピークアウトと各

国間の公平感が同時に達成されるような国別総量目標を設定する方式、今先生は日本型というふうにおつしやいましたけれども、私もそういうふうに思います。

そして、世界全体の排出量のピークアウトと各

国間の公平感が同時に達成されるような国別総量目標を設定する方式、今先生は日本型というふうにおつしやいましたけれども、私もそういうふうに思います。

そして、EUでは排出量取引全体が今フェーズ2に入つてきておりますけれども、そういう中で、いわゆるトップダウンのグランド・アガリングについて制度的にやや問題がある、こういうよ

うなこともいろいろ各国から出てきたようでありますから、こういう時期において、日本は福田總理がダボスで発言したことを中心に、しっかりと日本のルール、こういうものを提案して、国際的な標準になるような、こういうような努力を

私どもとしてもしっかりと取り組んでいきたいと

蓄積した知見や経験を生かして、さらにしつかり

とした形での制度設計をする、こういうようなことを今勉強を始めたところでございます。

また、諸外国においては、EUが二〇〇五年から国内排出量取引制度を導入しております。

ニュージーランドが本年から導入するようなことを聞いておりますし、米国議会においても検討が

国内排出量取引制度を導入しておりまして、

二〇〇五年から導入するようなります。

環境省としては、産業界や学識経験者から成る

局長諮問の検討会、こういうような位置づけでありますけれども、国際的な動向も踏まえまして、我が国の実情に合つた排出量取引制度の具体的な制度設計のあり方について検討を始めております。

加えて、それぞれ、例えば東証あるいは政府の中でも、いろいろとそういうような動きもあるようですが、環境省としては、さらに加速をして、この制度設計の検討を進めてまいりました。

そこで、世界全体の排出量のピークアウトと各

国間の公平感が同時に達成されるような国別総量目標を設定する方式、今先生は日本型というふうにおつしやいましたけれども、私もそういうふうに思います。

そして、EUでは排出量取引全体が今フェーズ2に入つてきておりますけれども、そういう中で、いわゆるトップダウンのグランド・アガリ

ングについて制度的にやや問題がある、こういうよ

うなこともいろいろ各国から出てきたようでありますから、こういう時期において、日本は福田總理がダボスで発言したことを中心に、しっかりと日本のルール、こういうものを提案して、国際的な標準になるような、こういうような努力を

私どもとしてもしっかりと取り組んでいきたいと

いうふうに考えております。

○江田(康)委員 夏の洞爺湖サミットは、二〇〇一

として、二五%から四〇%の削減が必要とされていることも踏まえて、我が国としてはどのような考え方で中期目標の設定というものを検討していくのか。これについて、大臣のお考えをお聞きしたい。

○鴨下国務大臣 中期目標につきましては、福田総理がダボス会議で、我が国が国別総量目標を設定することを表明しまして、公平性を確保するというような観点からセクター別に削減可能な量を積み上げる方式、こういうようなものを提案いたしました。

同時に、今先生おつしやった、十年から二十年の間に世界全体で排出量をピークアウトさせるというような必要性について提言しております。これらが実現できるよう必要な削減量を確保しなければいけない、こういうようなところが基本

的な考え方でございます。

具体的には、今後十年から二十年でピークアウトが可能となるような排出量を明らかにしまして、その排出量に到達するよう削減可能な量を積み上げていく、こういうようなことが必要であります。

そして、世界全体の排出量のピークアウトと各

国間の公平感が同時に達成されるような国別総量目標を設定する方式、今先生は日本型というふうにおつしやいましたけれども、私もそういうふうに思います。

そして、EUでは排出量取引全体が今フェーズ2に入つてきておりますけれども、そういう中で、いわゆるトップダウンのグランド・アガリ

ングについて制度的にやや問題がある、こういうよ

うなこともいろいろ各国から出てきたようでありますから、こういう時期において、日本は福田總理がダボスで発言したことを中心に、しっかりと日本のルール、こういうものを提案して、国際的な標準になるような、こういうような努力を

私どもとしてもしっかりと取り組んでいきたいと

いうふうに考えております。

○江田(康)委員 夏の洞爺湖サミットは、二〇〇一

三年以降の枠組みを来年中に構築するに当たつて非常に重要なステップになるわけでございます。

議長国として、主要排出国のすべてが参加する枠組みに向けて主導的な役割を果たしていくべきと考えますが、サミットに向けて、大臣、今後どのような取り組みを行っていくか、お聞きをさせていただきたいと思います。

あわせて、世界全体で大幅な削減を実現するためには、途上国、なかんずく中国やインドなどの新興国が将来枠組みに参加して、実効ある取り組みを進めていくことが不可欠でありますけれども、洞爺湖サミットにおいては、クールアース推進構想をさらに具体化して肉づけしていくかなければならないと強く思っております。

我が国がリーダーシップを発揮するためにも、サミットの開催に先立つて大胆な政策と将来枠組みの構築に向けた具体的な提案、例えば福田寅二シアチブというようなものを世界に発信すべきと考えるわけでございますけれども、この点についていかがか、お聞きしたい。

昨日、我が党の田端議員が本会議で温対法の質問に立たれましたが、その際、新たな提案をしました。それは、二〇二〇年を目標年として、日本としての中長期目標を早期に明らかにして、しっかりととしたビジョンを示す。二〇二〇年をピークアウトの年にするという、理念法になるか、基本法的なものになるのか、そういうような法制度、我が国の意思といふものも必要かと思いますけれども、これも含めて、大臣、いかがお考えですか。

○鴨下国務大臣 ことしは我が国にとって重要な年であります。特に、洞爺湖でサミットの議長国を務める、こういうことでもありますし、昨年のパリでのCOP13を受けまして、バリ・アクションプランが、これから来年のコペンハーゲンのCOP15に向けて、今までに議論が始まっています。それのいわば中間点というような意味においては、ここにしつかりとした日本のリーダーシップを示す必要がある、こういうふ

うに考えております。

そういう中で、今先生お触れになりましたけれども、一つは、長期目標については、ハイリゲンダムで安倍前総理がクールアース50、すべての国

が排出量を半減する、こういうようなことを提案されましたけれども、それに対して、ダボスで

クールアース推進計画というのを福田総理がさらには表明されて、肉づけをしたわけですけれども、中身については、バリでも議論がありましたけれども、特に途上国に対し先進国がどういうふうな、例えば、適応あるいは技術、こういうような

分野で貢献できるかということが一つ。

加えて、今度は先進国間の問題として、例えば中期目標について、IPCCは二五から四〇といふふうに言つておりますけれども、こういうよう

なことを踏まえて、中期目標をどういうような形で、要するに先進国が努力ができるかというよう

なことになりますから、そういう中で、日本はまことに議長国でもあるし、省エネ技術の先進国でもあるわけですから、しっかりととした日本としての

目標を立てて、そして臨むことが必要なんだろう

というふうに思つております。

ただ、その内容については、しかるべき時期と

いうのが一体どこにあるのかというのはさまざま

な高度な判断が必要なんだろうと思ひますから、そういうふうなことを踏まえまして、我々として

は、しっかりと長期目標あるいは中期目標、そし

てマイナス六%の第一約束期間の確実な実現、こ

ういうふうなことを踏まえまして、ございました。

○江田(慶)委員 時間でございます。大臣、大変これまで終わります。

○小島委員長 次に、内閣提出、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

#### 趣旨の説明を聴取いたします。鴨下環境大臣。

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

#### ○鴨下国務大臣 ただいま議題となりました地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

地球温暖化は、地球全体の環境に深刻な影響を及ぼし、その対策は人類共通の課題であります。

IPCC、気候変動に関する政府間パネルの報告書によれば、地球温暖化の進行は疑いようがないことになりますから、そういう中で、日本はま

く、ここ数十年間に、温室効果ガスの排出量を大幅に削減する必要があります。気候変動に関する国際連合枠組条約に基づき採択された京都議定書

が、平成十七年二月十六日に発効し、世界の地球温暖化対策は新たな一步を踏み出しました。そして、本年から、その京都議定書の第一約束期間が開始されています。

また、我が国は、クールアース推進構想に基づき、地球全体の温室効果ガス排出量の早期のピークアウトと二〇五〇年までの半減を目指し、北海道洞爺湖サミットの議長国として世界の議論をリードしていく必要があります。

しかしながら、我が国の温室効果ガスの排出量は、平成十七年度には基準年度に比べ七・七%の増加となっています。国際約束の達成はもとより、世界の議論をリードするためには、国内における排出削減に加えて、京都メカニズムの活用、森林の整備等により、京都議定書の目標との差となる一三・七%を埋めることができます。このように、特に国内の排出削減のための対策努力が必要であり、特に、温室効果ガスの排出量が伸び続けている業務部門や家庭部門における対策を抜本的に強化することが必要です。

この中でも、特に排出削減のための対策努力が必要であり、特に、温室効果ガスの排出量が

内における排出削減対策の追加的措置を講じるため、また、京都議定書の第一約束期間以降を見据え、さらなる長期的かつ継続的な排出削減のための基盤を整備するため、本法律案を提案した次第であります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申します。

第一に、都道府県、指定都市、中核市及び特例市は、地方公共団体実行計画の中で、その区域の自然的・社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策についても定めることといたします。また、都市計画などの策定及び実施に当たっては、地方公共団体実行計画との連携を図りつつ、温室効果ガスの排出抑制に配意することといたします。これにより、今後、地球温暖化対策を念頭に置いた地域づくりが各地で進められることが期待されます。

第二に、事業者は、その事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制に資する設備の選択など、必要な措置を講ずるとともに、国民の日常生活における排出抑制の取り組みに寄与する措置を講ずるよう努めなければならないことといたします。国

は、こうした措置の適切かつ有効な実施を図るために、排出原単位の望ましい水準などを示した指針を策定、公表し、必要に応じて助言などを行ってまいります。

第三に、温室効果ガスの排出量の算定・報告・公表制度について、事業者単位、フランチャイズチェーン単位の算定、報告の仕組みへと変更いたしました。これにより、業務部門を中心に、温室効果ガス排出量のカバー率が大幅に拡大することになります。

第四に、現行の都道府県に加え、指定都市、中核市及び特例市においても、地球温暖化防止活動推進センターの指定や、地球温暖化防止活動推進員の委嘱を可能といたします。また、地球温暖化防止活動推進センターの業務内容も見直し、地方公共団体実行計画の達成のために行う施策に必要な協力をすることも業務内容に加え、国民に一層

身近な形で対策の推進を図ります。

第五に、CDM事業のうち、途上国における植林により吸収源を強化する活動から発行されるクレジットについて、その森林が滅失した場合などに求められる国際合意に基づく補てん義務を履行するため、その主体、当該義務の履行方法などを定めることといたします。また、国は、クレジットの事業者による自主的な取得及びその国への移転などが円滑に進められるよう配慮することといたします。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容の概要であります。

なお、これらの措置は、改正後の京都議定書目標達成計画に掲げられた対策を的確に実施するための措置であり、関係法令と相まって京都議定書の6%削減約束の確実な達成を図るために必要不可欠なものであります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○小島委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る十五日火曜日、午前九時二十分理事会、午前九時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時二十一分散会

#### 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成十年法律第百七号)の一部を次のように改止する。

第八条第二項第六号中「第二十一条第一項」を「第二十条の三第一項」に改める。  
第九条第一項中「平成十九年」を「平成二十一年」に改める。  
第二十一条第一項中「この条において」を削り、同条第四項中「措置」の下に「及び施策」を加え、同

項を同条第十項とし、同条第三項中「策定し、又は変更したとき」を「策定したとき」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の二項を加える。

9 第五項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

3 第二十二条第二項の次に次の二項を加える。

3 都道府県並びに地方自治法昭和二十二年法律第六十七号(第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市(以下「指定都市等」という。))は、地方公共団体実行計画において、前項に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行なうための措置に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

一 太陽光、風力その他の化石燃料以外のエネルギーであつて、その区域の自然的条件に適したものの利用の促進に関する事項

二 その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関する活動の促進に関する事項

三 公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項

四 その区域内における廃棄物等(循環型社会形成推進基本法(平成十二年法律第百十号)第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。)の発生の抑制の促進その他の循環型社会(同条第一項に規定する循環型社会をいう。)の形成に関する事項

4 都道府県及び指定都市等は、地球温暖化対策を改正する法律案

地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百七号)の一部を次のように改止する。

二 前項の地方公共団体実行計画協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 地方公共団体実行計画を策定しようとする都道府県及び指定都市等

二 関係行政機関、関係地方公共団体、第二十一条第一項に規定する地球温暖化防止活動推進携して温室効果ガスの排出の抑制等が行われる

るよう配意するものとする。

5 指定都市等は、その地方公共団体実行計画の策定に当たっては、都道府県の地方公共団体実行計画及び他の指定都市等の地方公共団体実行計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。

6 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

7 都道府県及び指定都市等は、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聽かなければならぬ。

8 第二十二条に次の二項を加える。

9 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聽かなければならぬ。

10 第二十二条に次の二項を加える。

11 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は温室効果ガスの排出の抑制等に關する見を述べることができる。

12 前各項に定めるもののほか、地方公共団体実行計画について必要な事項は、環境省令で定める。

(地方公共団体実行計画協議会)

13 第二十一条を第二十条の三とし、同条の次に次の二項を加える。

14 第二十一条を第二十条の三とし、同条の次に次の二項を加える。

(地方公共団体実行計画協議会)

15 第二十一条を第二十条の三とし、同条の次に次の二項を加える。

(地方公共団体実行計画協議会)

16 第二十一条を第二十条の三とし、同条の次に次の二項を加える。

(地方公共団体実行計画協議会)

17 第二十一条を第二十条の三とし、同条の次に次の二項を加える。

(地方公共団体実行計画協議会)

18 第二十一条を第二十条の三とし、同条の次に次の二項を加える。

三 第二十条の五 事業者は、事業の用に供する設備について、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術の進歩その他の事業活動を取り巻く状況の変化に応じ、温室効果ガスの排出の抑制等に資するものを選択するとともに、できる限り温室効果ガスの排出の量を少なくする方法で使用するよう努めなければならない。

四 日常生活における排出抑制への寄与

三 第二十条の六 事業者は、国民が日常生活において利用する製品又は役務(以下この条において「日常生活用製品等」という。)の製造、輸入若しくは販売又は提供(以下この条において「製造等」という。)を行うに当たっては、その利用に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ないもの等の利用に伴う温室効果ガスの排出に関する正確かつ適切な情報の提供を行うよう努めなければならない。

五 第二十条の七 事業者は、日常生活用製品等の製造等を行うとともに、当該日常生活用製品等の利用に伴う温室効果ガスの排出に関する正確かつ適切な情報の提供を行なうよう努めなければならない。

六 第二十条の八 事業者は、必要に応じ、日常生活における利用に伴つて温室効果ガスの排出がされる製品又は役務を支援する役務の提供を行う者の協力を得つ

る。

進員、第二十四条第一項に規定する地域地球温暖化防止活動推進センター、事業者、住民

その他の当該地域における地球温暖化対策の推進を図るために関係を有する者

三 学識経験者その他の当該都道府県及び指定都市等が必要と認める者

四 主務大臣は、地方公共団体実行計画の策定が円滑に行われるよう、第一項の地方公共団体実行計画協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言をすることができる。

五 指定都市等は、その地方公共団体実行計画の策定に当たっては、都道府県の地方公共団体実行計画及び他の指定都市等の地方公共団体実行計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。

六 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

七 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聽かなければならぬ。

八 第二十二条に次の二項を加える。

九 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は温室効果ガスの排出の抑制等に關する見を述べることができる。

一〇 前各項に定めるもののほか、地方公共団体実行計画について必要な事項は、環境省令で定める。

(地方公共団体実行計画協議会)

一一 第二十一条を第二十条の三とし、同条の次に次の二項を加える。

(地方公共団体実行計画協議会)

一二 第二十一条を第二十条の三とし、同条の次に次の二項を加える。

(地方公共団体実行計画協議会)

一三 第二十一条を第二十条の三とし、同条の次に次の二項を加える。

(地方公共団体実行計画協議会)

一四 第二十一条を第二十条の三とし、同条の次に次の二項を加える。

(地方公共団体実行計画協議会)

一五 第二十一条を第二十条の三とし、同条の次に次の二項を加える。

(地方公共団体実行計画協議会)



人があるときは、当該口座名義人に対し、期限を定めて、その移転を行うべき旨の勧告をすることができる。

2 環境大臣及び経済産業大臣は、前項に規定する勧告を受けた口座名義人が、正当な理由がないでその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該口座名義人に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第四十二条の次に次の二条を加える。

(この法律の施行に当たつての配慮)

第四十二条の二 環境大臣及び経済産業大臣は、この法律の施行に当たつては、京都議定書第三条の規定に基づく約束を履行するために事業者が自主的に行う算定割当量の取得及び国の管理口座への移転並びに事業者が行う他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する取組を促進するよう適切な配慮をするものとする。

第四十七条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二条を加える。

3 内閣総理大臣は、この法律による権限(金融庁の所掌に係るものに限り、政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。

第四十七条の二 次の二条を加える。

5 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第三項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができ る。

第四十九条中「第二十四条第五項」を「第二十四条第六項」に改める。

三 第四十条の二第二項の規定による命令に違反した者

附則第三条中「平成二十年」を「平成二十三年」に改める。

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

(施行期日)

附 則

当該各号に定める日から施行する。

一 第八条、第九条及び第二十一条の改正規定、同条を第二十条の三とし、同条の次に四条を加える改正規定(第二十条の四に係る部分に限る)、第二十九条及び第三十四条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第三十五条の改正規定、第四十条の次に一条を加える改正規定並びに第四十七条及び第五十条の改正規定

二 第二十条の三の次に四条を加える改正規定(第二十条の五から第二十一条までに係る部分に限る)、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第二十三条から第二十六条まで及び第四十九条の改正規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(温室効果ガス算定排出量の報告に関する経過措置)

第二条 この法律による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律第二十一条の二から第二十一条の四まで及び第二十二条の十の規定は、平成二十二年度以降において報告すべき同法第二十二条の二第三項に規定する温室効果ガス算定排出量について適用し、平成二十一年度において報告すべき同項に規定する温室効果ガス算定排出量については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定め る。

減する約束を確實に履行するため、また、地球温暖化対策の一層の推進を図るため、事業者の排出抑制等に関する指針を策定するとともに、地方公共団体実行計画の策定事項を追加し、併せて、植林事業から生ずる認証された排出削減量に係る国際的な決定により求められる措置を義務付ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十年四月十八日印刷

平成二十年四月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

D